

🌀 この封筒に入っているもの 🌀

- 1 司法研修所における事務の取扱いについて(冊子)
- 2 現住所届
- 3 令和元年度(第73期)司法修習生クラス名簿
- 4 第73期司法修習生教官組別表
- 5 週間日程表(12月5日～6日分)
- 6 週間日程表(12月9日～13日分)
- 7 クラス連絡委員マニュアル, 起案回収, 修習日誌担当表
- 8 災害時におけるクラス担当教官への連絡等について(事務連絡)
- 9 節電のお願い
- 10 通知の改定について
- 11 令和元年11月27日付け事務局長事務連絡「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について」
- 12 安否連絡カード
- 13 お知らせ
- 14 民事弁護演習(和解条項)「実施要領(設問付(第1問及び第2問))」
- 15 【A班のみ】民弁問題研究1(事案分析) 「民事弁護修習記録第197号(第2分冊)」
- 16 【B班のみ】刑弁演習1(捜査弁護)「実施要領」

！ 乱丁, 落丁や足りない資料がありましたら, 西館1階の企画第二課企画係に申し出てください。

🌀 事務連絡 🌀

- 各自の正式な修習組・番号, 実務修習地及び班は, 同封の「令和元年度(第73期)司法修習生クラス名簿」のとおりになりますので, 改めて確認してください。
- 本日の開始式では, 「司法研修所における事務の取扱いについて」(冊子)を使用しません。
1組, 6組, 9組, 10組, 11組, 12組, 15組, 17組, 19組及び21組の修習生は, 大講堂に移動する際に, この冊子を持参してください。
- 本日のクラス連絡委員は, 1, 17, 22, 28, 41, 51, 56番の修習生です。
- 次(12月6日)のクラス連絡委員は, 3, 16, 30, 33, 43, 57, 63番の修習生です。
明日以降のクラス連絡委員は, 9時20分までに, 西館1階の中講堂に集合してください。
明後日以降のクラス連絡委員及びクラス連絡委員の主な仕事については, 同封のクラス連絡委員マニュアルを見てください。
- 明日以降, 登庁時刻は9時45分になります。
9時45分を過ぎると, 出席簿に押印できません(遅参扱いになります。)ので, 必ず時間に間に合うように登庁してください。
バスの遅延を理由とした遅刻は遅参扱いになりますので, 注意してください。
- 同封の現住所届に現住所等を記入の上, 本日(12月5日)午後5時までに西館1階ロビーにある提出箱に提出してください。
緊急連絡先は全ての項目にわたり必ず記入するよう注意してください。

司法研修所における事務の取扱いについて

(第73期導入修習)

令和元年12月

司法研修所事務局

は し が き

本誌は、司法研修所での導入修習における司法修習生に関する事務の取扱いについて説明するとともに、参考となる資料を添付したものです。

司法修習生各自においては、充実した修習生活を送るためにも、本書を熟読した上、「修習生活へのオリエンテーション」、「司法修習ハンドブック」と併せて常に手元に置き、折に触れて参照してください。

令和元年12月5日

司法研修所事務局長

目 次

〔事務の取扱いについて〕

登庁時刻	1
退庁時刻	1
出席簿	1
遅参	1
早退	1
離席	1
欠席	1
外国旅行	2
資料・貸与教材の取扱いについて	2
起案	2
クラス連絡委員	3
修習日誌	3
事務局からの連絡事項の伝達	3
守秘義務及び情報セキュリティ対策について	4
教室等の使用	4
司法修習生用プリンターの使用について	5
掲示物	5
ロッカーの使用	5
身分証明書	5
修習専念資金	5
修習給付金	6
喫煙	6
ごみの分別	6
門扉の開閉時刻等	6
施設・設備について	6
駐車場等	6
司法修習生相談窓口	6
カウンセリングの利用について	6
写真等撮影	6
火災や地震等の災害の発生時について	7
節電のお願い	7
司法修習生バッジについて	7
その他	7

【別紙】

第1	クラス連絡委員マニュアル	8
第2	門扉の開閉時刻等について	9
第3	図書館棟案内図	10
第4	食堂・売店・書店・コピー機等の利用について	11
第5	図書室の利用について	12
第6	スポーツ施設及び用具の使用について	13
第7	通所生のいずみ寮セミナールームの使用について	16
第8	徒歩又は公共交通機関利用以外の通所について	17
第9	司法修習生相談窓口について	19
第10	カウンセリングの利用について	20
第11	大きな地震が発生した場合の対応について	22
第12	司法修習生バッジの取扱いについて	23

【参考】

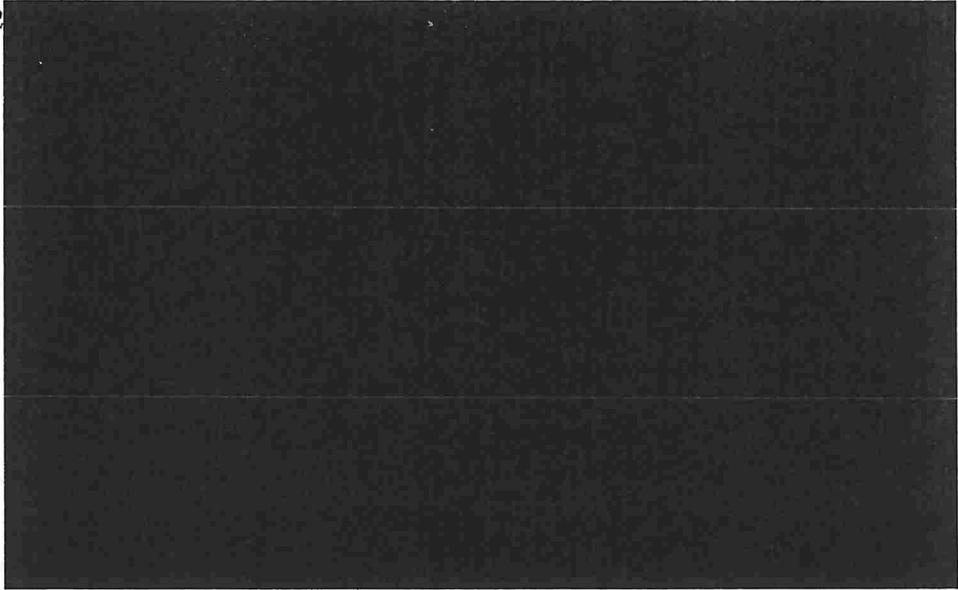
司法研修所電話番号表	24
各課事務室等の案内	25
和光市医療機関一覧表	26

【付録】

各種手続等で困ったときは？	27
---------------	----

<p>外国旅行</p>	<p>令和元年12月5日(木)(導入修習開始日)から令和2年1月3日(金)までの期間(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)は、特にやむを得ない事情がない限り承認されない。</p> <p>特にやむを得ない事情があり、申請をする場合、「外国旅行及び欠席承認申請書」を12月6日(金)までに企画係に提出する。</p> <p>なお、導入修習中及び導入修習終了後、令和2年1月3日(金)までの期間を利用する外国旅行については、いずれも旅行期間が合計9日間を超える申請は承認されない。</p>
<p>資料・貸与教材の取扱いについて</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教材、資料及び週間日程表等は、クラス連絡委員(3ページ参照)を通じて配布する。 なお、資料等は、不足が生じないように絶対に同じものを2部以上受領しないこと。 2 修習の週間日程表には、講義に持参する資料、起案の指示事項などが記載されているので、必ず確認する。 3 資料等が配布されたら、落丁、乱丁等の有無を確認の上、これらを見つけた場合には、まず、クラス連絡委員に申し出て余部がある場合には交換する。余部がなく不足が生じた場合には速やかに企画係に申し出る。 4 欠席した場合の配布資料は、クラス連絡委員が委員用ロッカーに保管している。欠席した日の講義でのみ使用した資料であっても、登庁したときに必ず受領すること。 5 要返却の貸与教材等(以下「貸与教材」という。)については、配布されたら速やかに表紙左上部枠内に組、番号、氏名を記載する。 貸与教材は、全て後日回収するので、紛失することのないよう十分注意して保管する。返却方法等については、後日通知する。 貸与教材を複写することは一切禁じる。 貸与教材のとじ込み部分を外したり、ページを切り取ったりしてはならない。 <p>万一、貸与教材を紛失した場合には、速やかに企画係に届け出る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 原則として、講義等で使用する教材や資料の貸出しはしない。 7 修習中に司法研修所から貸与される修習記録及び配布される教材・資料等については、いずれも、スキャナ・カメラ等による画像取り込み、PDFファイルへの変換等の方法により電子データ化して情報を作成し保存してはならない。
<p>起案</p>	<p>起案作成時の注意事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起案時間は、別途指示する時間による。 2 起案ごとに配布される所定の起案用紙(A.4判・横書き)及び表紙を使用し、手書きによる作成を原則とする。

	<p>3 特段の指示がない限り，1行おきに記載する。</p> <p>4 黒のペン，ボールペン又はサインペン（インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を用いて，楷書ではっきりと記載する。</p> <p>5 下部欄外中央部分に，通しページ数を記載する。</p> <p>6 起案の回収については，別途指名する担当者が順番に行う。</p> <p>7 起案中は，コピー機及び司法修習生用プリンターの使用並びに図書室及び書店の利用はできない。</p> <p>8 起案提出前の掃察は認めない。</p> <p>9 起案中は，特段の指示がない限り，判例付き六法の使用を禁じる。</p> <p>10 起案の提出場所・提出方法は，別途指示する。</p> <p>11 一度提出した起案を取り戻すことは認めない。</p> <p>12 起案は，左余白部分に2穴パンチで穴を開け，つづりひもで散逸しないよう結び目が裏面になるように結ぶ。</p> <p>提出後，起案の一部にとじ漏れがあったことが判明した場合には，当該起案の上部欄外に組・番号及び氏名を明記して企画係に提出する。この場合，起案中の当該部分については時間外に提出されたものと扱われる。</p> <p>13 教官等から別途指示がある場合には，その指示に従う。</p>
<p>クラス連絡委員</p>	<p>1 クラス連絡委員担当表（別途配布する。）に従って，修習生が交代で担当し，資料等の配布，連絡事項の伝達及び教室内の備品等の管理を行う。</p> <p>2 主な事務の要領は，別紙第1のクラス連絡委員マニュアル（8ページ）のとおりである。</p> <p>3 クラス連絡委員交代の際は，次順の者に，速やかに，かつ，確実に保管中の資料（欠席者分資料等），未処理事務及びクラス連絡委員マニュアル等を引き継ぎ，後の事務手続に遺漏のないようにする。</p>
<p>修習日誌</p>	<p>1 修習日誌の作成担当者（別途指示する。）は，記載した日誌を担当日の次の登庁日の9時45分までに（厳守）提出物コーナー（西館1階ロビー）に備え置かれた提出箱に提出する。</p> <p>なお，修習日誌の用紙は西館1階ロビーに備え置くので，誰でも，いつでも担当日以外にこれを記載して提出することができる。</p> <p>2 修習日誌には，担当日の修習等に限らず，修習全般に関するきたんのない感想等を記載する。</p> <p>なお，記載された内容は，司法修習の在り方等を検討するために使用する場合がある。</p>
<p>事務局からの連絡事項の伝達</p>	<p>1 連絡事項等は，クラス連絡委員による連絡，週間日程表への記載，教室前方スクリーン，西館1階ロビーの掲示板への掲示又は館内放送によって伝達する。</p> <p>なお，出席簿の横に呼出一覧が置かれたり，出席簿の押印欄に，各課（係）</p>

	<p>から各人への連絡事項を記載した付箋が貼付されている場合は、速やかに当該課（係）へ申し出る。</p> <p>2 外部からの電話は、緊急性が認められるものに限り伝言票等によって連絡する。</p>
<p>守秘義務及び情報セキュリティ対策について</p>	<p>1 司法修習関連の情報管理には、くれぐれも細心の注意を払うこと。</p> <p>2 </p> <p>3 守秘義務については「修習生活へのオリエンテーション」7ページ以降を、情報セキュリティに関する定めについては上記通知を熟読した上で、これらを遵守する。</p>
<p>教室等の使用</p>	<p>1 各自が教室で使用している机、備品等は、他人が使用することもあるので、整理整頓に努めて、資料等を放置しない。</p> <p>2 大講堂、中講堂、法廷教室及びRT教室での飲食は一切禁止する。 なお、昼食は教室でとることができる。</p> <p>3 教室の室温は通常19℃に設定している。暖房運転中、窓や扉を開け放したままにしない。 なお、各教室での微調整は、窓側に設置されたファンコイルや教室入口に設置されたコントローラー及びサーキュレーター（送風機）を利用して行う。また、各自、着衣で調整するなど工夫する。</p> <p>4 窓を開ける場合は、ブラインドを必ず上げる。ブラインドを下ろしたまま窓を開けるとブラインドが損傷するので、十分に注意する。</p> <p>5 最後に教室から退室する修習生は、窓の施錠を確認し、消灯する。</p> <p>6 備品の2穴パンチを使用する際は、必ずステープラの針を外してから使用する。西館1階ロビーに備え置く2穴オートパンチ（厚さ5cmまで対応）及び30穴パンチも使用することができる。</p> <p>7 教室のビデオ等のAV設備は、教官や職員の指示がない限り一切操作しない。</p>

<p>司法修習生用プリンターの使用について</p>	<p>1 司法修習生用プリンター（以下「修習生用プリンター」という。）は、西館1階ロビー、同館第1、5、7、11、13、17及び19教室横の談話室に設置している。</p> <p>2 利用する際は、各修習生用プリンター備付けの「管理一覧表」に記載する。</p> <p>3 司法修習以外の目的での利用を禁止する。</p> <p>4 プリンター以外の機能（コピー、ファクシミリ、スキャナー及びインターネットへの接続）の使用を禁止する。</p> <p>5 以下の(1)又は(2)の方法での印刷が可能である。</p> <p>(1) ファイルを保存した私物USBメモリを修習生用プリンターに接続する。</p> <p>(2) (1)の方法で印刷できない場合は、あらかじめインターネットからドライバをインストールした上で、修習生用プリンターに接続されているUSBケーブルを私物パソコンに接続する。</p> <p>※ インストールの方法については、各修習生用プリンター備付けのマニュアルを参照する。</p> <p>※ パソコンの仕様により、接続できないものがある（Mac等）。</p> <p>6 情報セキュリティに関する定めを遵守する。</p> <p>7 印刷用紙は、各修習生用プリンターの横に備付けの用紙置場から適宜補給する。</p> <p>8 用紙置場の印刷用紙が不足した場合及び修習生用プリンターに不具合が発生した場合は、経理課用度係（本館1階）に連絡する。その他、印刷手順についての質問等は、企画係に問い合わせる。</p>
<p>掲示物</p>	<p>修習生以外の者が作成したもの又はそのコピー類について、教室へ掲示を希望する場合には、遅くとも掲示を希望する日の3日前までに当該掲示物を企画係に提出して許可を受ける。</p>
<p>ロッカーの使用</p>	<p>通所生にロッカーを1個貸与する。</p> <p>なお、ロッカーの鍵を紛失等したときは、速やかに経理課管理係（本館1階。以下「管理係」という。）に届け出る。また、忘れた場合も同係に申し出る。</p>
<p>身分証明書</p>	<p>身分証明書は、常に携帯する。</p>
<p>修習専念資金</p>	<p>1 制度概要や各種申請手続方法及び提出書類等については、最高裁判所司法研修所ウェブサイト（裁判所ウェブサイトトップページのバナー（司法修習生貸与制度について）のリンク先）を参照する。</p> <p>新たな修習専念資金貸与申請や貸与額の変更申請については、上記ウェブサイトから申請書等の必要書類をダウンロードして作成し、総務課人事係（本館5階。以下「人事係」という。048-460-2029（ダイヤル））に提出する。</p> <p>2 既に修習専念資金の貸与を受けている場合において、次に該当する場合は、速やかに人事係に申し出る。なお、(1)の場合は28ページの「氏名、住所等の</p>

	<p>変更について」も参照すること。</p> <p>(1) 氏名の変更をした場合</p> <p>(2) 保証人の氏名又は住所に変更が生じた場合</p> <p>(3) 保証人が死亡した場合</p>
修習給付金	別途配布している修習給付金案内を参照する。
喫煙	指定された喫煙場所以外での喫煙（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）は禁止する。
ごみの分別	<p>1 ごみは、ビン、缶、ペットボトル、その他可燃物（弁当殻を含む。）に分別してごみ箱に入れる。また、自動販売機の紙コップは、販売機横の専用のごみ箱に入れる。</p> <p>2 スポーツ施設、喫煙場所等のごみ箱がない場所にビン、缶、ペットボトル、タバコの箱等を放置しない。</p>
門扉の開閉時刻等	門扉の開閉時刻等 については、別紙第2（9ページ）のとおりである。
施設・設備について	<p>1 図書館棟の各施設・設備の場所については、別紙第3の図書館棟案内図（10ページ）を参照</p> <p>2 食堂・売店・書店・コピー機等の利用については、別紙第4（11ページ）のとおりである。</p> <p>3 図書室の利用については、別紙第5（12ページ）のとおりである。</p> <p>4 スポーツ施設及び用具の使用については、別紙第6（13ページ）のとおりである。</p> <p>5 休養室は、体調が優れないときに使用することができるが、その場合には、企画係に申し出る。</p> <p>6 AED（自動体外式除細動器）は、XXXXXXXXXX 西館1階ロビー、北門守衛ボックス、いずみ寮A棟1階、ひかり寮1階に設置されている。</p> <p>7 通所生のいずみ寮セミナールームの使用については、別紙第7（16ページ）のとおりである。</p>
駐車場等	徒歩又は公共交通機関利用以外の通所について（自転車又はオートバイ等による通所） は、別紙第8（17ページ）のとおりである。
司法修習生相談窓口	司法修習生相談窓口 については、別紙第9（19ページ）のとおりである。
カウンセリングの利用について	カウンセリングの利用 については、別紙第10（20ページ）のとおりである。
写真等撮影	構内における写真等の撮影は、原則として禁止する。事情により写真等の撮影を希望する場合は、3日前までに撮影許可申請書を 管理係 に提出し、許可を受ける。

<p>火災や地震等の災害の発生時について</p>	<p>各クラスごとに、別途、避難誘導員が指名されている。火災や地震等の災害が発生した場合には、教官又は非常放送の指示に従うとともに、避難指示があった際には避難誘導員の誘導に従って、各教室に貼付してある基本避難経路によりグラウンドに避難する。</p> <p>グラウンドへの避難終了後、安否確認等について係員の指示に従う。</p> <p>なお、大きな地震が発生した場合の対応については、別紙第11（22ページ）のとおりである。</p>
<p>節電のお願い</p>	<p>1 不要な照明の消灯 教室や談話室などで使用していない部屋の照明は、こまめに消す。</p> <p>2 エレベータの運転時間について</p> <p>(1) 原則として、9時から10時まで、11時30分から13時50分まで及び16時30分から17時までは、全基運転とする。</p> <p>(2) その他の時間は、1基のみ運転する。</p> <p>(3) 運転時間帯であっても、できる限り階段を利用する。</p>
<p>司法修習生バッジについて</p>	<p>修習期間中に貸与するもので、考試期間中に回収する。バッジは司法修習生の身分を示すものであるため、紛失等に十分留意する。また、次の期でも使用するため、考試期間中に必ず返還しなければならない。司法修習生バッジの取扱いについては、別紙第12（23ページ）のとおりである。</p>
<p>その他</p>	<p>交通違反や事故などを起こしてしまった場合、トラブルに巻き込まれた場合等には、直ちに、各クラスの担当教官及び企画第二課調査係（西館1階）に連絡するとともに、報告書の作成等について、指示に従う。</p> <p>（調査係直通048-460-2045又は内線 ）</p> <p>また、用事のない限り、本館には立ち入らないこと。</p>

クラス連絡委員マニュアル

クラス連絡委員の主な役割・作業のポイント等
<p>□ 配布資料等の受領と配布</p> <p>9時20分までに西館1階中講堂に集合して配布資料を受領し、各クラスの修習生に配布すること。起案がある場合は、起案用紙等も受領し、直ちに起案回収担当者へ引き継ぐこと。</p> <p>※ 配布資料を受領する際、要返却の資料(起案の記録等)については、その場で部数を確認し、別途企画係が配布する記録等受領確認書を提出すること。また、クラスの修習生に配布の際は、確実に全員の手元へ行き渡すよう工夫すること。</p> <p>※ <u>欠席者分の資料は、委員用ロッカー(教室裏)等に責任を持って保管し、欠席者が登庁したときに、必ず配布すること。</u>また、余部は教卓等に放置せずに、委員用ロッカーに保管すること。</p> <p>※ 委員の作業量が多い場合は、委員以外の修習生にも協力を依頼して作業すること。</p> <p>※ 起案回収に関する作業は、別途指定する担当者に対し交付するマニュアル参照</p>
<p>□ 事務連絡の修習生への周知</p> <p>教官・事務局から事務連絡がある場合(主に、上記資料配布時に連絡する。)は、クラス内で聞き漏らす者がいないよう、これを確実に周知すること。</p> <p>※ 事務連絡の周知に当たっては、マイクを使用して差し支えない。 また、講義に支障のない範囲で、ホワイトボード等を利用できる(配布資料目録の貼付等)。</p>
<p>□ 教室等の管理</p> <p>・講義開始時には、ホワイトボード、教卓周辺を整えること。マーカーは各教室の備品箱から適宜補充し、使用済マーカーはごみ箱へ廃棄すること。</p> <p>・ワイヤレスマイクを使用した後は、充電器に戻すこと。</p> <p>・廊下に備え置かれた起案用紙等を整理整頓すること。消耗品(マーカー、電池等)の不足、備品類(視聴覚設備、蛍光灯、ブラインド等)の不具合・破損が生じた場合には企画係に申し出ること。</p>
<p>□ その他</p> <p>・暖房運転中、窓や扉を開け放したままにしないこと。なお、各教室での微調整は、窓側に設置されたファンコイルや教室入口に設置されたコントローラー及びサーキュレーター(送風機)を利用して行うこと。</p> <p>・教室、廊下等の共用スペースに、ごみ等の放置がないよう、修習環境の美化に努めること。</p> <p>・担当最終日には、次の委員へ各クラス備付けのマニュアル、欠席者分の保管資料及び事務内容等を確実に引き継ぐこと。</p>

各自の担当日は別途配布する一覧表参照

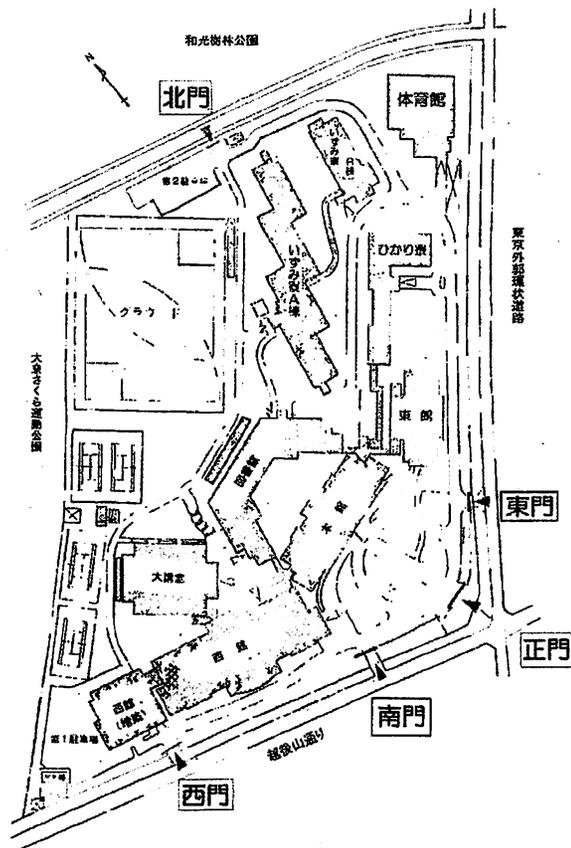
(別紙第2)

門扉の開閉時刻等について

区分		平日	休日
正面玄関		■■■■■■■■■■	
正門		■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
東門	車出入口	■■■■■■■■■■	
	歩行者出入口	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
西門 (注1)		■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
南門 (注1)			
北門	車出入口	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
	歩行者出入口	■■■■■■■■■■	
図書館棟通用口 (地下1階)		■■■■■■■■■■	
西館正面玄関		■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
ひかり寮渡り廊下通用口		■■■■■■■■■■	

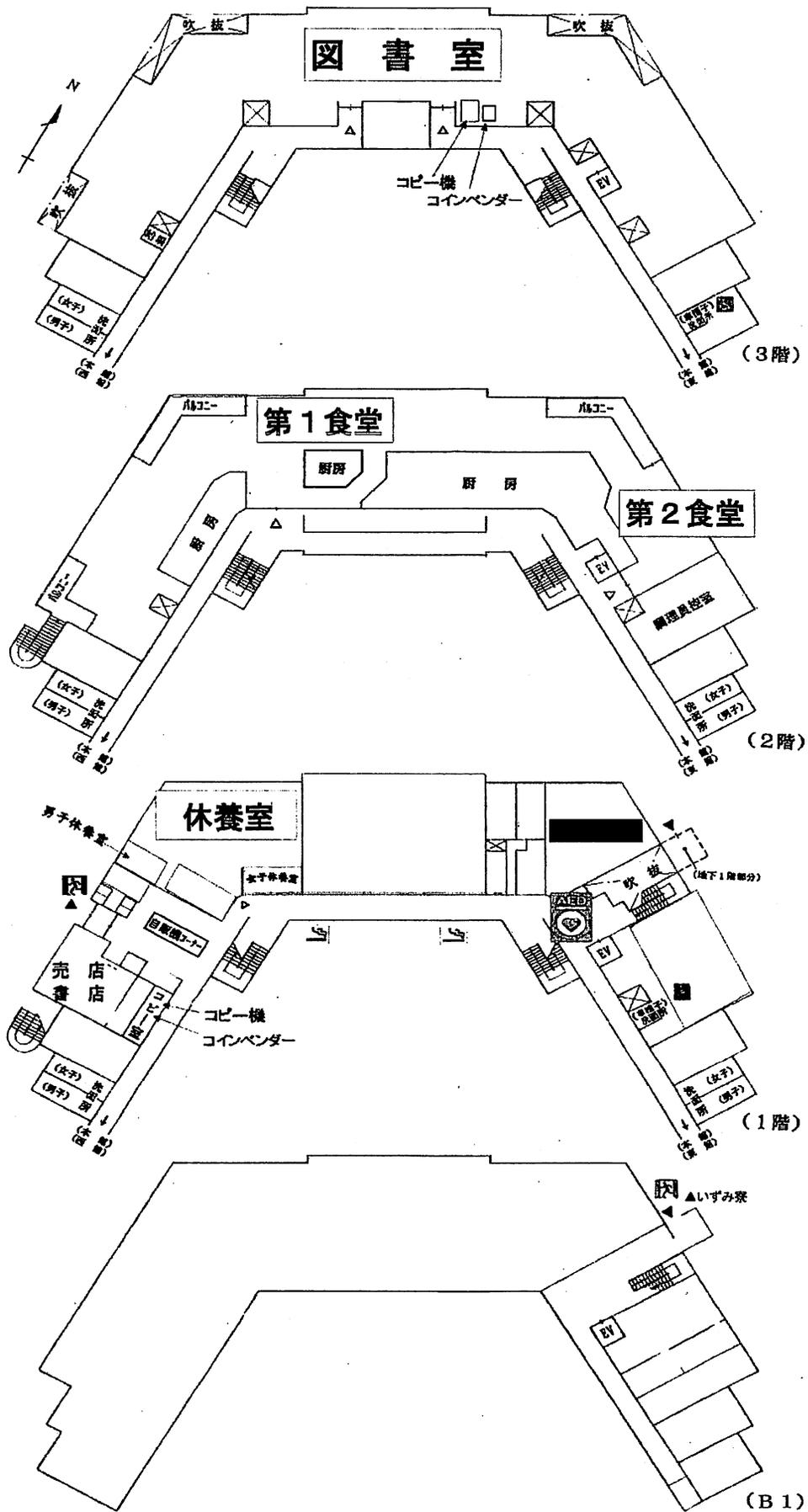
注1 ■■■■■■■■■■

注2 司法修習生は、夜間、休日等の入構時に身分証明書又はバッジの提示が必要



(別紙第3)

図書館棟案内図



(別紙第4)

食堂・売店・書店・コピー機等の利用について

1 各店舗の営業時間等について

店 舗	営 業 日	営 業 時 間 (営 業 場 所)
食 堂	平 日	(図書館棟2階) 昼食 11時30分～13時(第1食堂) 夕食 17時30分～19時(第2食堂)
売 店	平 日	8時30分～18時30分(図書館棟1階)
書 店	平 日	9時～18時(図書館棟1階)

2 弁当販売について

昼食時間帯(11時30分～12時30分)に西館の所定の場所で販売する予定である。

3 コピー機の利用について

司法修習生用コピー機が西館1階及び3階ラウンジ, 図書館棟1階コピー室, 同棟3階図書室, いずみ寮A棟1階コピー室及び同寮B棟1階コピー室に設置されており, 1枚, モノクロ10円, カラー30円の料金で利用できる。

コピー機に**不具合が発生した場合は, 売店に連絡し, 対応してもらうこと。**

(別紙第5)

図書室の利用について

1 開室時間

- (1) 開室は、8時30分から20時まで(最終講義日は、17時閉室)

ただし、即日起案が1限目からある日は開室時から、即日起案が2限目以降にある日は起案が開始される時限の直前の時限の終了時から、起案提出までの間、入室を禁止する。

- (2) 土曜日、日曜日、祝日及び休日は、閉室する。

2 図書の閲覧等

- (1) 開架式の図書については、自由に閲覧等ができる。利用方法については図書室内掲示の書架案内及び利用案内に従うこと。

- (2) 文献複写のために、コイン及び紙幣投入型コピー機を1台設置している。

なお、コピー機の故障等に関しては、1階売店で取り扱っている。

- (3) 閲覧した図書は、閲覧終了後、図書室内設置の返却用ブックトラックに返却する。

3 図書の貸出し及び返却

- (1) 図書の貸出しは、1人5冊まで、1週間貸出しできる。ただし、最終講義日の約1週間前からは貸出しを停止するので、貸出中のものは貸出停止日まで返却する。具体的な貸出停止日は図書室カウンターに表示する。

- (2) 図書の裏表紙内側に貸出カードのあるものは、所要事項を記載して、カウンターに提出する。

- (3) 貸出カードのないものは、カウンター上の「借用票」に記載して、提出する。

- (4) 「禁帯出」のラベルを貼っているものは、貸出ししない。

- (5) 図書の返却は、カウンター前の返却ボックスに入れる。

- (6) 未返却図書については、適宜の方法で、借用者に通知する。

4 図書等の検索

- (1) 図書室中央正面にパネル式の書架案内がある。

- (2) 図書室の蔵書は、カードボックス上の図書検索パソコンにより検索できる。

- (3) 判例情報等は図書室内の専用パソコンで検索できる。

5 最高裁判所図書館等の利用

司法修習生は、身分証明書の提示により最高裁判所図書館を利用することができる。また、法務図書館についても、所定の手続を経て利用することができる。

6 その他

- (1) 離席時は、机の照明を消し、椅子を定位置に戻す。

- (2) 図書室内に荷物を放置したまま、離席しない。

- (3) 図書室への飲食物の持込み(図書室外での水分補給のためにペットボトル等を持ち運んでいる場合には、かばんに入れたままとする。)、図書室内での飲食、雑談、グループ討論は禁止する。

- (4) 図書資料を紛失したとき、又は、書込み等の汚損行為をしたときには、弁償を求めることがある。

スポーツ施設及び用具の使用について

1 利用時間

区 分		体 育 館	テニスコート	グラウンド
平 日		① 7:00～8:30 ② 12:15～12:50 ③ 17:00～21:00	① 7:00～8:30 ② 12:15～12:50 ③ 17:00～日 没 (A・B・C・Dコート)	① 7:00～8:30 ② 12:15～12:50 ③ 17:00～日 没
裁判所 の休日	土曜	① 7:00～21:00	① 7:00～日 没 (A・Bコートのみ)	① 7:00～日 没
	日曜	使用不可		使用不可
	祝日	使用不可		① 7:00～日 没

2 鍵の授受

平日、裁判所の休日ともに、中央監視盤室 ()

※ 鍵の借受け及び返還時には、その都度「鍵授受簿」に所要事項を記入する。

※ 講義終了後の鍵の交付時刻は16時50分からとし、使用開始時刻は17時からとする。

3 利用方法等

体育館、テニスコート及びグラウンドの利用方法等は、以下のとおり

なお、各スポーツ施設を使用する場合は、それぞれ施設ごとの「**使用上の注意**」(14ページ、15ページ)を遵守すること。

各施設を専用使用したい場合は、使用希望日の2日前(裁判所の休日は除く。)までに「運動施設使用許可申請書」を提出し許可を受ける。

「運動施設使用許可申請書」の交付及び提出先は、本館1階管理係

(1) 体育館

ア 平日の使用は個人使用のみとし、専用使用は認めない。

イ 裁判所の休日は、個人使用のほか、許可を得た場合に限り、専用使用できる。

ウ 専用使用の1グループの使用は、原則として半面・半日の使用に限る。

エ 行うことのできるスポーツは、原則として、卓球、バレーボール、バスケットボール、バドミントンである。

(2) テニスコート

ア 平日は、A～Dコートを使用でき、個人使用のみとし、専用使用は認めない。

イ 裁判所の休日は、個人使用(Aコート)のほか、許可を得た場合に限り、Bコートのみ専用使用できる(C・Dコートは地域住民に開放するため、使用できない。)

ウ 専用使用の1回の申請で使用できる時間は、2時間とし、1グループ1日1回までとする。

エ 休日において専用使用日時が重複した場合は、利用回数の少ない者を優先し、時間帯の調整等を行うが、なお重複した場合は抽選とする(申請状況については、管理係に照会する。)

(3) グラウンド

ア 平日の使用は個人使用のみとし、専用使用は認めない。

イ 裁判所の休日は、個人使用のほか、許可を得た場合に限り、専用使用できる。

ウ ゴルフ・野球は禁止とする。行うことができるスポーツは、原則として、ソフトボール、サッカー、ジョギングである。また、時間の制限はないが、使用する時間帯に配慮し、他の修習生や近隣の迷惑となる行為や喧騒等に注意して利用する。

4 用具等の使用について

(1) テニスコート横の用具庫及び体育館内の器具庫に備付けの用具等は自由に使用できるが、それ以外(テニスボール、卓球ボール、バドミントンシャトル等)については、利用者が持参すること。

(2) スポーツ施設で使用した器具・用具については、必ず所定の位置に戻すこと。

(3) 使用後は、用具庫の整理整頓を行い、施設の上、鍵は中央監視盤室 () に返却する。

体育館の使用上の注意

- 1 体育館は、スポーツを目的とする施設であり、目的以外の使用はできない。
- 2 屋内専用の運動靴を使用する。館内は、土足厳禁である。
(1回でも外履きとして使用した運動靴は、使用しないこと。)
- 3 使用した器具等は、所定の場所に戻す。
- 4 アスレチックルームの器具等は、移動させない。
- 5 アスレチックルームの器具等の使用については、各器具に備付けの取扱説明書又は取扱注意事項書のほか、各器具の一般的な用法に従って使用する。
- 6 館内での飲食、飲酒及び喫煙は禁止する。
- 7 更衣ロッカーは、体育館使用時以外は使用することはできない。
運動着、運動靴及び各自が持ち込んだ用具等は、その都度持ち帰り、館内に保管することは禁止する。
- 8 使用時間には事前の準備、事後の片付け及び更衣等の時間を含むため、終了時刻までに施錠をして、鍵は直ちに返却すること。
- 9 更衣ロッカー、トイレ及びシャワー室は、清潔に使用し、給湯器を使用した場合は、必ずスイッチをオフにする。
- 10 体育館を使用した者は、モップがけ等の清掃を行う。
(床面を傷つけることのないようにすること。)
- 11 施設及び器具等を損傷、汚損又は亡失等した場合は、速やかに届け出る。
なお、施設及び器具等を損傷、汚損又は亡失等したときは、原状回復又は損害賠償の責めを負う場合もある。
- 12 鍵を借り受けた者が先に退館する場合は、後の者に鍵の引継ぎを確実に行う。
また、最後に退館する者は、消灯及び窓閉めを確認の上施錠し、鍵を中央監視盤室()に返還する。
(戸締りや電気の消し忘れ等がないように十分気を付けること。)
- 13 その他、使用に当たっては、管理係及び中央監視盤室の指示に従う。

テニスコートの使用上の注意

- 1 テニスコートは、テニス以外の競技等に使用することはできない。
- 2 コートへの立入りは、テニスシューズに限る。
- 3 ボール、ラケットその他必要な用具類は、各自持参する。
なお、用具庫備付けの用具類を使用した場合は、所定の場所に戻す。
- 4 コート内での飲食、飲酒及び喫煙は、禁止する。
- 5 使用時間には事前の準備、事後の片付け及び更衣等の時間を含むため、終了時刻までに鍵の返却ができるよう、計画的に使用する。
- 6 施設及び器具等を損傷、汚損又は亡失等した場合は、速やかに届け出る。
なお、施設及び器具等を損傷、汚損又は亡失等したときは、原状回復又は損害賠償の責めを負う場合もある。
- 7 鍵を借り受けた者が先に退出する場合は、後の者に鍵の引継ぎを確実にを行う。
また、最後に退出する者は、テニスコートのネットを緩め、コートにブラシがけを行い、施錠し、鍵及びハンドルを中央監視盤室（XXXXXXXXXX）に返還する。
- 8 その他、使用に当たっては、管理係及び中央監視盤室の指示に従う。

グラウンドの使用上の注意

- 1 グラウンドは、スポーツを目的とする施設であり、目的外の使用はできない。
- 2 グラウンド内への立入りは、運動靴（ポイント付シューズ及びスパイク禁止）に限る。
- 3 使用した用具等は、所定の場所に戻す。
- 4 グラウンド内での飲食、飲酒及び喫煙は、禁止する。
- 5 使用時間には事前の準備、事後の片付け及び更衣等の時間を含むため、終了時刻までに鍵の返却ができるよう、計画的に使用する。
- 6 施設及び器具等を損傷、汚損又は亡失等した場合は、速やかに届け出る。
なお、施設及び器具等を損傷、汚損又は亡失等したときは、原状回復又は損害賠償の責めを負う場合もある。
- 7 使用後は、整地する。
- 8 その他、使用に当たっては、管理係及び中央監視盤室の指示に従う。

(別紙第7)

通所生のいずみ寮セミナールームの使用について

いずみ寮A棟2階セミナールームについて、次のとおり通所生の使用を認める。

1 利用期間

各期の集合等修習期間中（休日を除く。）

2 利用時間

17時から21時まで

3 利用方法

利用時に、同セミナールームに備え付けてある「セミナールーム利用簿」に氏名等を記載する。

4 利用上の注意

- (1) 利用時間を厳守する。
- (2) 室内は禁煙であり、飲食については、清涼飲料水（アルコール類を除く。）に限り認めている。また、利用後は、ごみ等の後片付けをして、必ず消灯する。
- (3) 寮内は土足厳禁であるので、寮正面玄関に備え付けてある来客用スリッパを利用する。
- (4) コピー機については、いずみ寮A棟1階のコピー室に設置してある2台（コイン及び紙幣投入型）を利用することができる。
- (5) 
- (6) 利用中に緊急を要する事態等が生じたときは、中央監視盤室に連絡し、その指示を受ける。

(別紙第8)

徒歩又は公共交通機関利用以外の通所について

(自転車又はオートバイ等による通所)

1 自転車で通所を希望する場合

(1) 通所者のうち、導入修習期間中に駐輪場の使用を希望する者は、管理係で「駐輪場使用許可申請書(常駐)」の交付を受け、必要事項を記入の上、同係に提出する。

駐輪場の使用を許可された者は、自転車等の後輪泥よけ部分に「司研駐輪許可」のシールを貼り、指定された駐輪場に駐輪する。

(2) (1)以外の通所者で、やむを得ず臨時に駐輪を希望する者は、遅くとも使用日の前日までに、管理係で「駐輪場使用許可申請書(臨時)」の交付を受け、必要事項を記入の上、同係に提出する。

臨時に駐輪場の使用を許可された者は、(1)と同様に「司研駐輪許可(臨時)」のシールを貼り、指定された駐輪場に駐輪する。

(3) 指定された場所以外の場所に駐輪した場合等、指示に従わない場合は、使用許可を取り消すことがある。また、駐輪場を他の用途に使用する事情等が生じた場合には、駐輪場使用許可を取り消すことがある。

(4) 入寮者で駐輪場の使用を希望するものは、総務課寮務係(いずみ寮事務室)に申し出る。

2 オートバイ又は原動機付き自転車で通所を希望する場合について

導入修習期間中、オートバイ又は原動機付き自転車(以下「バイク」という。)を利用して通所を希望する場合については、次のとおりとする。

(1) 管理係で「駐車場(バイク)使用許可申請書(常駐)」の交付を受け、必要事項を記入の上、同係に提出する。駐車場の使用を許可された者は、バイクの後輪泥よけ部分に「司研駐車許可」のシールを貼り、指定された駐車場に駐車する。

(2) 駐車可能台数に制限があるため、先着順とする。

(3) 指定された場所以外の場所に駐車した場合等、指示に従わない場合は、使用許可を取り消すことがある。また、駐車場を他の用途に使用する事情等が生じた場合には、駐車場使用許可を取り消すことがある。

3 自動車の入構について

通所者、入寮者とも自動車による入構は許可しない。ただし、特別の事情(例えば身体に障害等があり、自動車を利用しないと生活に支障がある場合等)がある者は使用を認められ

る場合がある。該当すると思われる者は、管理係に問い合わせること。

4 注意事項について

次の事項を遵守すること。

- (1) 許可を受けた自動車、自転車等以外は、司法研修所の構内に駐車又は駐輪することはできない。
- (2) 公道での路上駐車・駐輪及び県営樹林公園の駐車場等に駐車することは、不正使用であり、警察等の取締りの対象となり得る。また、近隣住民や公園利用者への迷惑となるので厳に慎むこと。
- (3) 駐車許可証及び駐輪許可証は、他人に譲渡及び貸与してはならない。
- (4) 司法研修所の構内の走行及び駐車場又は駐輪場への出入りに当たっては、徐行運転し、歩行者等の迷惑にならないようにする。
- (5) 司法研修所の構内で自動車、自転車等の通行が認められていない場所については、特に許可を得た場合を除き、乗り入れてはいけない。
- (6) 司法研修所の構内での走行中に、構内の工作物や植木等に損傷を与えたときは、速やかに管理係に届け出る。
なお、構内の工作物や植木等に損傷を与えたときは、その原状回復又は損害賠償の責めを負う。
- (7) 駐車及び駐輪中に生じた災害その他の事由による車両等の損害については、司法研修所はその責任を負わない。
- (8) 司法修習生の身分を失ったとき、駐車若しくは駐輪の必要がなくなったとき、使用許可期限が経過したとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに駐車許可証を返還し、又は「司研駐車許可」若しくは「司研駐輪許可」のシールを適宜処分するとともに、自動車、自転車等を構内から撤去する。
- (9) その他駐車場及び駐輪場の使用に当たっては、管理係及び中央監視盤室の指示に従う。
- (10) 注意事項等に反する行為があった場合は、使用許可を取り消される場合がある。

(別紙第9)

司法修習生相談窓口について

司法研修所では、実務修習期間を含む司法修習期間全体を通じて、司法修習生の皆さんが、セクシュアル・ハラスメントや対人関係に関する問題など、誰に相談をしてよいか分からない悩みごとを抱えている場合に、これに応じる相談窓口を開設しています。

相談内容やプライバシーに関する秘密は厳守されますので、セクシュアル・ハラスメントや対人関係などに関してお悩みの方は、下記の相談窓口まで御連絡ください。

なお、相談窓口には、男性、女性双方の担当者がおりますので、担当についての御希望があれば、御連絡をいただく際にお知らせください。

記

司法修習生相談窓口

(企画第二課課長補佐)

電話 XXXXXXXXXX (直通)

郵便等の宛先 〒351-0194

埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所企画第二課 相談窓口

(別紙第10)

カウンセリングの利用について

予 約 受 付 時 間 等	実施日	実 施 時 間 (実施場所)
<p>火曜日及び金曜日 9時30分～18時30分 ※ 実施日以外 9時30分～17時</p> <p>月曜日、水曜日及び木曜日 9時30分～17時</p> <p>TEL XXXXXXXXXX (司法研修所総務課人事係)</p>	<p>火・金 (詳細は、 下部のカレ ンダーのと おり)</p>	<p>17時～19時 (司法研修所内カウンセリングルーム)</p>

- (注) 1 カウンセリングの所要時間は、1人1時間程度。相談内容の秘密は厳守される。
- 2 予約の空き状況によっては、カウンセリング実施日当日の予約によりカウンセリングを利用できることがある。

令和元年度実施日カレンダー

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

……カウンセリング実施日

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

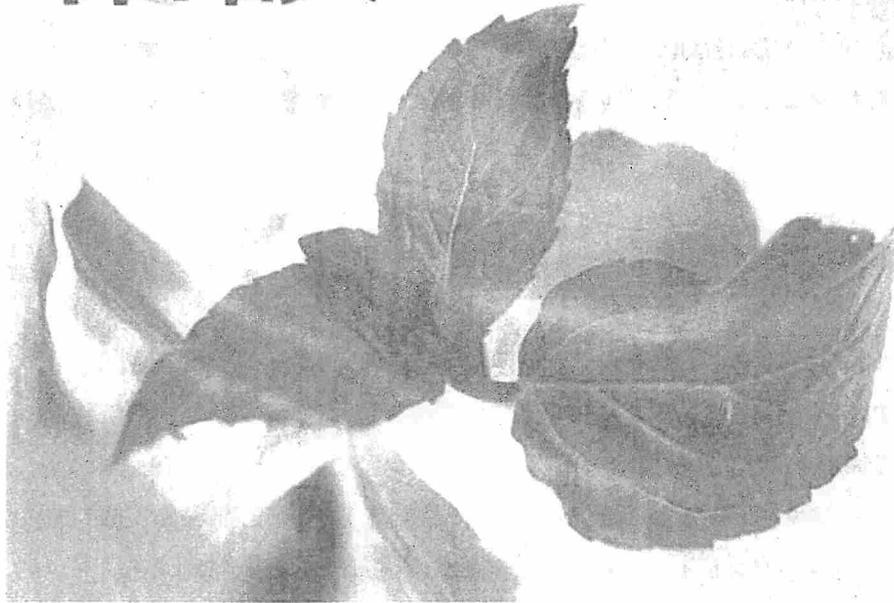
2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

相談してみませんか



カウンセリングの利用について

最近よく眠れない、何となく気が沈みがち、体調がすぐれない等、気になることはありませんか。

そんな時は、ひとりで悩まず話してみることが解決の第一歩。

カウンセリングは、こころを休ませる方法、ストレスをコントロールする方法を知る近道です。

カウンセラーはこころの専門家。体調のこと、仕事や勉強のこと、人間関係のこと…

こんなことまで？と思われることでも結構です。

みなさんのお話を聞き、相談に乗ります。

相談内容の秘密は厳守しますので、お気軽に相談してください。



- ◆ 相談申込方法 司法研修所カウンセリング（総務課人事係）へ電話予約してください。
- ◆ 相談受付時間 9時30分から17時まで（土日祝日除く）
※ カウンセリングが行われている日は、18時30分まで受け付けています。
また、同日の17時以降はカウンセラーが直接受け付けます。
- ◆ 司法研修所カウンセリング
 - ◇ 相談方法 ①対面：司法研修所内で1時間程度の相談
②電話：30分程度の相談（通話料自己負担）
 - ◇ 相談日時 別紙第10記載の火曜日及び金曜日 17時から19時まで
※ 実務修習期間中における相談日時は、下記までお問い合わせください。
 - ◇ カウンセラー 公認心理師・臨床心理士 [] 先生（火曜日担当）
公認心理師・臨床心理士 [] 先生（金曜日担当）

司法研修所カウンセリング [] (直通)

司法研修所総務課人事係

(別紙第11)

大きな地震が発生した場合の対応について

司法研修所(寮を含む。)において大きな地震が発生した場合は、下記のとおり行動してください。

なお、司法研修所の建物は、震度6強から震度7程度の大規模地震でも倒壊し又は崩壊する危険性は低いと診断されています。

記

1 修習時間中に大きな地震が発生した際の対応

(1) 初期対応

大きな地震が発生した場合は、まず、机やテーブルの下などに避難し、自らの身の安全を図る。

教室で講義等が行われている場合も、まず、机の下などに避難する。

(2) 揺れが収まった後の対応

指示があるまで教室等において待機する。避難の必要がある場合は、館内放送又は職員の指示に従い避難する。避難先は、原則としてグラウンドとし、他の場所に避難すべき場合は、職員が指示する。

避難する際には、西館の教室にあつては、階段教室後方のドアの引き出し式キャビネットに収納されている折りたたみ式ヘルメットを、その他の教室にあつては、教室内の折りたたみ式コンテナに保管されている同ヘルメットをそれぞれ装着して、各自安全を確保しながら、避難先に移動する。

講義が行われている際に避難の必要が生じた場合は、クラスの避難誘導員の指示に従う。避難の際には、慌てず落ち着いて避難する。

避難経路については、教室や寮の居室の出入口付近に表示してあるので、事前に確認しておく。

(3) 避難後の対応

避難場所に避難後、安否確認のための点呼をクラス単位で行うので協力する。

帰宅の指示に従い自宅等に帰宅する場合は、職員の指示に従い、帰宅の手続を行った上で帰宅する。

帰宅が困難な場合には、司法研修所で宿泊可能な場所を指示するので、その指示に従う。

2 休日等に大きな地震が発生した場合の対応

休日等に大きな地震が発生した場合の寮生の対応方法については、寮各居室に備付けのファイル「休日等に大規模地震等が発生したときの避難の方法等について」に記載してあるので、事前に確認すること。

なお、初期対応及び揺れが収まった後の対応については、1の(1)及び(2)とする。

おって、夜間・休日において災害が発生した場合には、「安否連絡カード」に従う。

司法修習生バッジの取扱いについて

1 司法修習生バッジの貸与

司法研修所(以下「司研」という。)は、司法修習生に対し、導入修習開始時に司法修習生バッジ(以下「バッジ」という。)を貸与する。

2 バッジの破損、紛失時の取扱い

司法修習生は、バッジを破損したときは、破損届を提出し、バッジの再貸与を受ける。

紛失したときは、所管の警察に遺失物として届け出た上で、「司法修習生バッジ紛失届」(遺失届の受理番号を記載する。)に申述書を添付して提出し、バッジの再貸与を受ける。

なお、各届の提出先は次のとおりとする。

- ① 導入修習及び集合修習時 司研
- ② 実務修習時 地方裁判所

3 バッジの返還

(1) 身分喪失時

司法修習生が、司法修習生の身分を喪失したときは、バッジを身分証明書、返還教材等とともに次のとおり返還する。

- ① 導入修習及び集合修習時 司研
- ② 実務修習時 地方裁判所

(2) 修習終了時

司法修習生は、考試期間中にバッジを司研に返還する。

返還は、集合修習時に配布する封筒に①期、②氏名、③実務修習庁、④クラス、⑤番号を記載の上封入し、考試会場に設置されている回収ボックスに投入して行う。

【注意】 バッジは考試期間中に必ず返還すること。

なお、やむを得ず考試期間中に返還できなかった場合は、適宜の方法により司研経理課用度係に返還する。

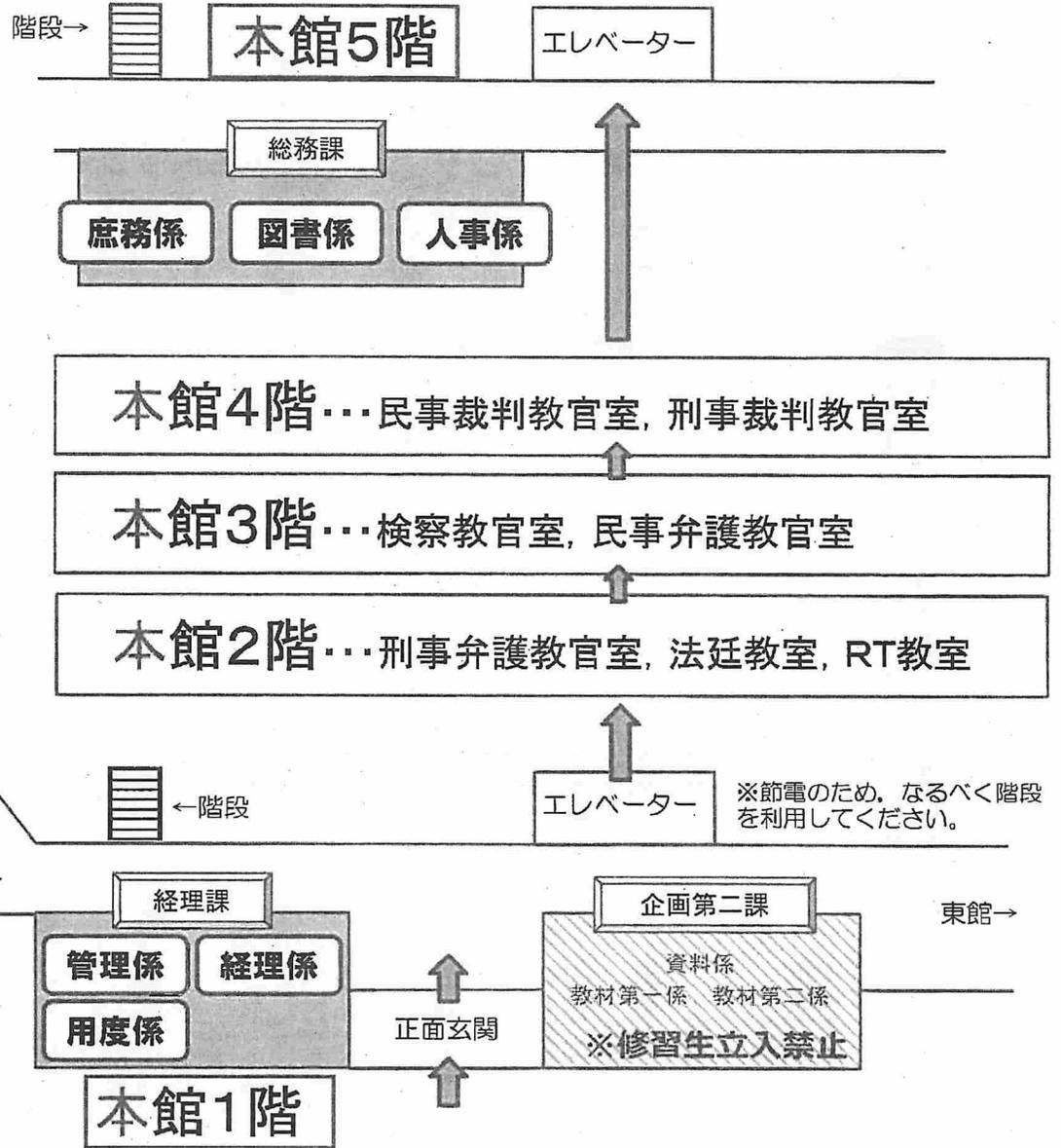
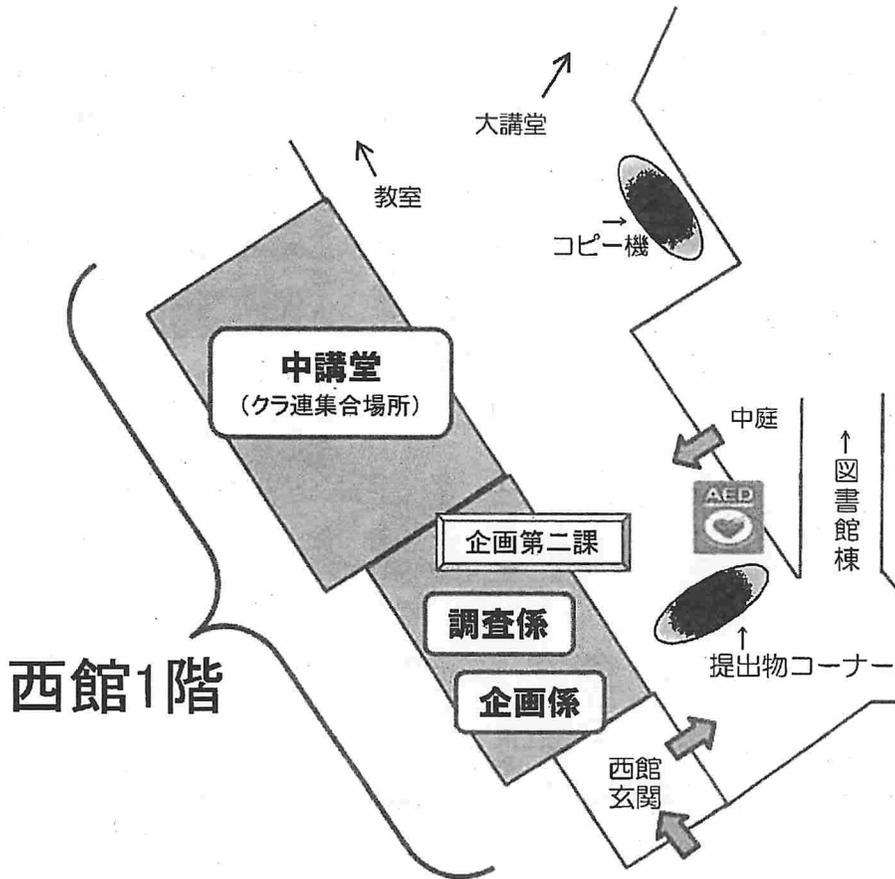
(バッジについての問合せ先：司研経理課用度係 XXXXXXXXXX)

司法研修所電話番号表

住所 〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
 電話番号 048-460-2000 (代表)
 (企画係ダイヤルイン)

名 称	内線電話番号	棟	階
総務課 庶務係	■	本館	5
〃 人事係	■		
〃 図書係	■		
〃 寮務係	■	いずみ寮	1
経理課 経理係	■	本館	1
〃 管理係	■		
〃 用度係	■		
企画第二課 企画係	■	西館	1
〃 調査係	■		
売 店	■	図書館	1
書 店	■	図書館	1

各課事務室等の案内



和光市医療機関一覧表

名称	電話番号 (市外局番048)	所在地	診療科目
独立行政法人 国立病院機構 埼玉病院	462-1101	諏訪2-1	内・小・外・整・産婦・精・ 眼・耳・循・脳・泌・放・ 消・呼・麻・形・神内・心・ リハ・皮・乳・緩・内視・ 病・総診・救
菅野病院	464-5111	本町28-3	内・整・眼・齒・泌・リハ・ 心療・精・放・神・老
坪田和光病院	465-5001	白子2-12-15	整・外・皮・リハ・内・泌・肛・麻
和光病院	450-3311	下新倉5-19-7	精
和光リハビリテーション病院	464-6111	中央2-6-75	リハ・内・放・整・脳神経外科
富澤整形外科・内科	468-3456	白子2-15-66	内・胃・整・リハ・泌・リウ
西谷医院	461-2226	白子2-22-10	内・小・循
門田医院	461-6412	西大和団地1-6-3	内・小・循・皮
和光クリニック	468-2115	丸山台1-4-2 2・3F	内・アレ・リウ
村山皮膚科クリニック	464-5333	丸山台1-4-15 3F	皮・アレ・小・小皮・美皮
わこうキッズえきまえ こどもクリニック	466-9816	丸山台1-10-1 4F	小
和光駅前皮膚科	450-1102	丸山台1-10-4 4F	皮・アレ
あさひ第2 クリニック	469-4141	丸山台1-10-6 5F	精・神・心療・神内・内・小
まるやまクリニック	485-8510	丸山台2-11-1 1F	内
中川眼科	465-1144	本町2-6 2F	眼
恵クリニック	464-9893	本町2-6 2F	内・胃・皮
和光耳鼻咽喉科医院	467-0889	本町2-6 3F	耳・アレ・内
萩原医院	461-2046	本町12-34	産婦
田中医院	461-2060	本町12-40	内
和光内科外科診療所	466-2235	本町14-40	内・小・外・皮・リハ
和光整形外科内科	462-1008	本町22-1 1F	整・内・皮・リハ
和光駅前クリニック	460-3466	新倉1-2-65	内・小・外・整・リハ・消・肛
佐々木眼科医院	467-0071	新倉1-2-66	眼
大森耳鼻咽喉科医院	467-3314	新倉1-2-67 3F	耳・小
勝海外科	464-2685	新倉1-11-1	胃・外・整・皮・内・呼
宇野小児科医院	465-8888	新倉1-20-20	小
天野医院	468-4055	新倉3-5-40	内・小・麻
和光小児科クリニック	467-1108	新倉3-8-7	小
新倉診療所	467-1155	新倉4-12-3	内・外・胃
オアシス愛生クリニック	423-5966	新倉2-5-49	内・心療・皮
わこう在宅診療所	451-5589	丸山台1-4-3 6F	内・皮・精・眼・耳
恵愛生殖医療医院	485-1185	本町3-13 タウン コートエクセル3F	産婦
和光のそらクリニック	423-6639	新倉1-13-15 志幸 61MONSAN103号室	精・心療
和光脳神経外科・内科	424-3870	丸山台2-29-1	脳神外・内・神内・放

内…内科
循…循環器
神内…神経内科
リハ…リハビリテーション科
脳…脳神経外科
耳…耳鼻咽喉科
アレ…アレルギー科
内視…内視鏡科
呼…呼吸器科

小…小児科
心療…心療内科
リウ…リウマチ科
心…心臓血管外科
皮…皮膚科
放…放射線科
病…病理診断科
消…消化器科
精…精神科

外…外科
整…整形外科
産婦…産婦人科
婦…婦人科
泌…泌尿器科
乳…乳腺外科
老…老年精神科
胃…胃腸科
神…神経科

麻…麻酔科
形…形成外科
眼…眼科
緩…緩和ケア内科
美皮…美容皮膚科
口外…口腔外科
総診…総合診療科
救…救急科

※平成31年1月現在の情報です。

〔付 録一各種手続等で困ったときは？〕

各課（係）等の場所は，〔参考〕の「各課事務室等の案内」を参照してください。

なお，西館1階ロビー内に同様の「案内図」が備え付けてあるほか，「司法修習ハンドブック」巻末にも司法研修所内の案内図面が掲載されています。

紛失等について

修習生バッジを紛失・破損してしまった。	用度係に届け出てください。
身分証明書を紛失してしまった。	直ちに庶務係で再交付の手続をしてください。
教材を紛失してしまった。	直ちに企画係に連絡をして指示を受けてください。
名札を紛失してしまった。	図書館棟1階の売店で購入し，名札に組と番号を書いてください。
ロッカーの鍵を紛失してしまった。	直ちに管理係に届け出てください。 なお，鍵の交換は実費負担となります。
ロッカーの鍵を忘れてしまった。	管理係で，予備の鍵の貸与を受けてください。 なお，身分証明書の提示を要します。
落とし物をした，拾った。	管理係に申し出てください。

司法研修所施設の利用について

体育館を使用したい。	中央監視盤室（ XXXXXXXXXX ）で，スポーツ施設等の使用の手続をしてください。また，休日の予約は管理係で受け付けます。 なお，本編でも説明していますので，あらかじめ目を通してください。
テニスコートを使用したい。	
グラウンドを使用したい。	
自動車，自転車等で通所したい。	駐車場，駐輪場の利用は，許可を受ける必要があります。詳しくは管理係に問い合わせてください。
マザールーム（搾乳室）はあるの？	休養室の中にありますので，利用する際は企画係に申し出てください。
コピー機，自動販売機の調子が悪い。	各機器に記載されている連絡先に申し出てください。
教室（ロッカー）に忘れ物をしたので取りにいきたい。	西館閉館後は，教室やロッカーのある西館には入れません。

休日に庁舎に入れるの？	休日及び平日の時間外は、庁舎内に立ち入ることを禁止しています。忘れ物をした等の理由で入館することはできません。
-------------	---

司法研修所周辺の施設等について

体調が悪いので、医師に診てもらいたい。	和光市医療機関一覧表 （〔参考〕26ページ参照）を利用してください。 なお、講義中に外部の病院等に掛かる場合は、 企画係 に必ず申し出てください。
近くに郵便局はあるの？	第1駐車場の西側に司法研修所内郵便局があります。
ATMを利用したい。	司法研修所内郵便局にはATMが設置されています。 そのほか、コンビニエンスストア内のATMや駅周辺の各銀行を利用してください。

氏名、住所等の変更について

氏や名が変わった。	調査係 に届出をしてください。 ※修習専念資金の貸与を受けている場合は、併せて 人事係 への届出も必要です（詳しくは最高裁判所ウェブサイト内「司法修習生の修習専念資金の貸与等について（71期以降）」のページを御覧ください。）。 ※ 庶務係 で身分証明書の再交付手続も必要です。
旧姓を使用したい。	調査係 に申し出てください。
引っ越しをした。	導入修習開始後、全員に現住所届（緊急連絡先を含む。）の用紙を配布しますので、指示に従って速やかに提出してください。なお、提出後に現住所、電話番号等に変更があったときは、速やかに 調査係 に届出をしてください。 ※その他修習給付金に関する届出も必要となる場合があります（詳しくは別途配布している修習給付金案内を参照してください。）。

司法修習生の身分等に関わる事項について

司法修習生の身分を有していることや、寮に居住していることの証明書を交付してほしい。	人事係 に申し出てください。 なお、申出の際には身分証明書及び印鑑を持参してください。手続上、発行まで数日かかります。
出身大学又は出身法科大学院等から、学校案内パンフレットのための原稿作成や講演等を頼まれた。	引き受ける前に、必ず 調査係 に問い合わせてください。

兼業許可申請をしたい。	調査係 に問い合わせてください。なお、判断には時間を要しますので、兼業開始予定日までの期間に余裕を持って申請してください。
-------------	--

支給される旅費等について

旅費等について。	経理係 に問い合わせてください。
----------	-------------------------

情報セキュリティについて

突発的な事故等が起きた場合について

交通違反や事故を起こしてしまった。	直ちに各クラスの担当教官及び 調査係 に連絡してください。
トラブルに巻き込まれた。	直ちに各クラスの担当教官及び 調査係 に連絡してください。

このページは白紙である。

このページは白紙である。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

現住所届 (第73期導入)

組		番号		実務 修習地		ふりがな 氏名	
---	--	----	--	-----------	--	------------	--

現住所 (1.2月5日現在)	通所生はここに記入	寮生は□にチェックをした上で、部屋番号を記入
	〒	<input type="checkbox"/> いずみ寮 (A棟・B棟) <input type="checkbox"/> ひかり寮 <div style="text-align: right;">号室</div>

携帯電話番号	-		固定電話番号 (寮生は記入不要)	-
メールアドレス	@			

※ 以下の項目も、全て必ず記入すること。

緊急連絡先	ふりがな 氏名		続柄		電話番号	(固定) - -
	住所	〒 <input type="checkbox"/> 上記現住所と同じ (該当する場合は、□にチェックすれば足りる。)				

※ 黒のペン又はボールペンで記入すること。

※ この現住所届は、当研修所教官又は事務局が、司法修習生に対して連絡を取る必要があるときに利用する。

※ 記入内容に変更があったときは、速やかに企画第二課調査係まで届け出ること。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

1組

教官	平城 恭子	(民裁)
	鎌倉 正和	(刑裁)
	瀧間 俊朗	(検察)
	中井 淳	(民弁)
	久保内 浩嗣	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
----	----	-----	---	----	----	-----	---	----	----	-----	---

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

2組

教官	徳増 誠一	(民裁)
	細谷 泰暢	(刑裁)
	犬木 寛	(検察)
	横田 高人	(民弁)
	倉持 政勝	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
----	----	-----	---	----	----	-----	---	----	----	-----	---

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

3組

教官	園部	直子	(民裁)
	佐藤	弘規	(刑裁)
	武田	和寿	(検察)
	榎本	英紀	(民弁)
	妹尾	孝之	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
----	----	-----	---	----	----	-----	---	----	----	-----	---

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所，地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により，又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては，同月27日から，氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお，身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

4組

番号	氏名			班	番号	氏名			班	番号	氏名			班
	氏	名	配属地			氏	名	配属地			氏	名	配属地	
教官	小川	嘉基	(民裁)											
	品川	しのぶ	(刑裁)											
	山吉	彩子	(検察)											
	佐野	知子	(民弁)											
	南川	学	(刑弁)											

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

5組

教官	中武 由紀 (民裁)
	丹羽 芳徳 (刑裁)
	石渡 聖名雄 (検察)
	北村 聡子 (民弁)
	中野 大仁 (刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
[Redacted Student List]											

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

6組

教官	片山 博仁 (民裁)
	渡辺 美紀子 (刑裁)
	古賀 由紀子 (検察)
	上石 奈緒 (民弁)
	小林 正憲 (刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
----	----	-----	---	----	----	-----	---	----	----	-----	---

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所，地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により，又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては，同月27日から，氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお，身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

7組

教官	岩井 一真	(民裁)
	内田 暁	(刑裁)
	山下 順平	(検察)
	柴田 美鈴	(民弁)
	北澤 尚登	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
[Redacted content]											

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

8組

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
	世森 亮次										
	薄井 真由子										
	中山 大輔										
	安達 信										
	屋宮 昇太										

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。



令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

9組

教官	行廣 浩太郎	(民裁)
	蛭原 意	(刑裁)
	川島 喜弘	(検察)
	洞澤 美佳	(民弁)
	上條 弘次	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
[Redacted Student List]											

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

10組

教官	有田 浩規	(民裁)
	増尾 崇	(刑裁)
	岩下 新一郎	(検察)
	深澤 勲	(民弁)
	古田 茂	(刑弁)

番号	氏名	配属地 班	番号	氏名	配属地 班	番号	氏名	配属地 班
----	----	-------	----	----	-------	----	----	-------

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

11組

番号	氏名	配属地班	番号	氏名	配属地班	番号	氏名	配属地班
教官	加藤 聡	(民裁)						
	中村 光一	(刑裁)						
	占部 祥	(検察)						
	町田 健一	(民弁)						
	村中 貴之	(刑弁)						

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

14組

教官	片山 博仁 (民裁)
	品川 しのぶ (刑裁)
	岩下 新一郎 (検察)
	鍵尾 憲 (民弁)
	南川 学 (刑弁)

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

15組

教官	加藤 聡 (民裁)										
	細谷 泰暢 (刑裁)										
	山吉 彩子 (検察)										
	横田 高人 (民弁)										
	五島 丈裕 (刑弁)										
番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
[Redacted Student List]											

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

17組

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
	園部 直子	(民裁)									
	鎌倉 正和	(刑裁)									
教官	鈴木 輝仁	(検察)									
	山口 卓男	(民弁)									
	上條 弘次	(刑弁)									
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		
	さいたま				さいたま				さいたま		

・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
 なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。



令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

18組

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
教官	行廣 浩太郎	(民裁)									
	丹羽 芳徳	(刑裁)									
	川島 喜弘	(検察)									
	中井 淳	(民弁)									
	村中 貴之	(刑弁)									
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	
		千葉				千葉				千葉	

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。

なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

20組

教官	岩井 一真 (民裁)
	蛭原 意 (刑裁)
	堀越 健二 (検察)
	青戸 理成 (民弁)
	藤原 大吾 (刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
----	----	-----	---	----	----	-----	---	----	----	-----	---

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

21組

教官	小川 嘉基 (民裁)										
	増尾 崇 (刑裁)										
	小野寺 明 (検察)										
	中村 知己 (民弁)										
	金谷 達成 (刑弁)										
番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。



令和元年度（第73期）司法修習生クラス名簿

22組

教官	世森	亮次	(民裁)
	内田	暁	(刑裁)
	渡邊	ゆり	(検察)
	神原	千郷	(民弁)
	北川	朝恵	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
----	----	-----	---	----	----	-----	---	----	----	-----	---

- ・令和元年11月27日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
 - ・令和元年11月27日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
 - ・身上報告書により、又は11月22日までに書面により旧姓使用の申出をした者に対しては、同月27日から、氏名欄記載のとおり旧姓使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

第73期司法修習生の教官組別表

班	組	実務修習地	民事裁判	刑事裁判	検 察	民事弁護	刑事弁護	教室
B班	1	札幌・函館・旭川・釧路・青森	平城 恭子	鎌倉 正和	瀧間 俊朗	中井 淳	久保内 浩嗣	13
	2	仙台・山形・盛岡・秋田	徳増 誠一	細谷 泰暢	犬木 寛	横田 高人	倉持 政勝	14
	3	福島・水戸・宇都宮・新潟	園部 直子	佐藤 弘規	武田 和寿	榎本 英紀	妹尾 孝之	15
	4	前橋・静岡・甲府・長野	小川 嘉基	品川 しのぶ	山吉 彩子	佐野 知子	南川 学	16
	5	名古屋・津・岐阜	中武 由紀	丹羽 芳徳	石渡 聖名雄	北村 聡子	中野 大仁	17
	6	名古屋・福井・金沢・富山	片山 博仁	渡辺 美紀子	古賀 由紀子	上石 奈緒	小林 正憲	18
	7	広島・山口・鳥取・松江	岩井 一真	内田 暁	山下 順平	柴田 美鈴	北澤 尚登	19
	8	岡山・高知・松山	世森 亮次	薄井 真由子	中山 大輔	安達 信	屋宮 昇太	20
	9	高松・徳島・熊本・鹿児島	行廣 浩太郎	蛭原 意	川島 喜弘	洞澤 美佳	上條 弘次	21
	10	福岡・佐賀・長崎・大分	有田 浩規	増尾 崇	岩下 新一郎	深澤 勲	古田 茂	1
	11	福岡・宮崎・那覇	加藤 聡	中村 光一	占部 祥	町田 健一	村中 貴之	22
A班	12	東京	鈴木 謙也	薄井 真由子	石渡 聖名雄	北村 聡子	清水 保晴	2
	13	東京	平城 恭子	中村 光一	武田 和寿	安達 信	久保内 浩嗣	3
	14	東京・立川	片山 博仁	品川 しのぶ	岩下 新一郎	鍵尾 憲	南川 学	4
	15	東京・横浜	加藤 聡	細谷 泰暢	山吉 彩子	横田 高人	五島 丈裕	5
	16	横浜	有田 浩規	渡辺 美紀子	占部 祥	岩波 修	中野 大仁	6
	17	さいたま	園部 直子	鎌倉 正和	鈴木 輝仁	山口 卓男	上條 弘次	7
	18	千葉	行廣 浩太郎	丹羽 芳徳	川島 喜弘	中井 淳	村中 貴之	8
	19	大阪	中武 由紀	遠藤 邦彦	山下 順平	榎本 英紀	妹尾 孝之	9
	20	大阪・和歌山	岩井 一真	蛭原 意	堀越 健二	青戸 理成	藤原 大吾	10
	21	京都・大津	小川 嘉基	増尾 崇	小野寺 明	中村 知己	金谷 達成	11
	22	神戸・奈良	世森 亮次	内田 暁	渡邊 ゆり	神原 千郷	北川 朝恵	12
所付			高櫻 慎平	山口 崇	由岐 洋輔 尾渡 雄一朗 加藤 貴子	石田 愛 工藤 杏平 正木 順子		

週 間 日 程 表

<p>12/5 (木)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">開 始 式</p>	<p>民事第1審手続の概説 (講義)</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4版民事訴訟第一審手続の解説 ・同 別冊記録 		<p>民弁問題研究1 (事案分析)</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「司法修習開始までの準備について」(別紙第3-2「第73期導入民事弁護修習カリキュラムの概要」) ・7訂民事弁護における立証活動 (増補版) ・8訂民事弁護の手引 (増訂版) ・六法全書 (判例注釈付きも可) 	
<p>12/6 (金)</p>	<p>刑裁講義 (事前課題解説等)</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「司法修習開始までの準備について」(別紙第4-2 刑事裁判事前課題) ・事前課題に関する起案のコピー及び検討の際のメモ ・プラクティス刑事裁判 ・プラクティス刑事裁判 (別冊) ・刑事事実認定ガイド 	<p>検察導入講義</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第73期司法修習 検察導入修習講義 参考事例 ・検察事前課題に関する起案写し, メモ, 手控え等 ・平成30年版検察講義案 ・検察終局処分起案の考え方 (令和元年版) ・検察演習問題 (再訂版) 	<p>刑弁演習1 (捜査弁護)</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事弁護の手引き ・被疑者ノート 	

(注) クラス連絡委員は、当日の配布資料及び事務連絡の有無を確認するため、毎朝 (原則 9時20分) 必ず西館中講堂に集まること。

週 間 日 程 表

12/9 (月)	民裁即日起案		検察即日起案
	※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※起案時の合議不可		持参資料（使用可） ・平成30年版検察講義案 ※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※起案時の合議不可
12/10 (火)	民弁問題研究2（即日起案）		刑裁即日起案
	持参資料（使用可） ・民弁問題研究1で配布した民事弁護修習記録第197号（第2分冊）及びレジュメ ・民弁問題研究1で作成した聴取メモ等 ・7訂民事弁護における立証活動（増補版） ・8訂民事弁護の手引（増訂版） ※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※起案時の合議不可		※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※起案時の合議不可
12/11 (水)	民事総合1	刑事問題研究（勾留）	刑弁即日起案
	持参資料 ・記録（民事総合資料） ・プリント（実施要領） ・プリント（使用場合一覧表）	持参資料 ・実施要領 ・研究課題 ・刑事弁護起案資料第21号（第1分冊） ・プロシーディングス刑事裁判 ・刑事弁護の手引き	※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※資料（電子機器は除く）持込自由 ※起案時の合議不可
12/12 (木)	捜査演習		
	持参資料 ・平成30年版検察講義案 ・検察終局処分起案の考え方（令和元年版）		
12/13 (金)	民弁講義1（立証）		民弁講義2（民事保全・民事執行①）
	持参資料 ・講義1（立証）実施要領（設問付） ・設問の検討の際に作成したメモ，手控え等 ・7訂民事弁護における立証活動（増補版） ・8訂民事弁護の手引（増訂版）		持参資料 ・「司法修習開始までの準備について」（別紙第3-3「民事弁護事前課題（民事保全・民事執行）」及び別紙第3-4） ・設問の検討の際に作成した提出物の写し，メモ，手控え等 ・7訂民事弁護における立証活動（増補版） ・8訂民事弁護の手引（増訂版） ・民事弁護教材 改訂 民事保全（補正版） ・民事弁護教材 改訂 民事執行（補正版） ・民事弁護実務の基礎～シナリオ民事保全・執行～ ・同〔資料編〕

(注) クラス連絡委員は、当日の配布資料及び事務連絡の有無を確認するため、毎朝（原則9時20分）必ず西館中講堂に集まること。

週 間 日 程 表

<p>12/5 (木)</p>	<p>開始式</p> <p>刑裁講義 (事前課題解説等)</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「司法修習開始までの準備について」(別紙第4-2 刑事裁判事前課題) ・事前課題に関する起案のコピー及び検討の際のメモ ・プラクティス刑事裁判 ・プラクティス刑事裁判 (別冊) ・刑事事実認定ガイド 	<p>検察導入講義</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第73期司法修習 検察導入修習講義 参考事例 ・検察事前課題に関する起案写し, メモ, 手控え等 ・平成30年版検察講義案 ・検察終局処分起案の考え方 (令和元年版) ・検察演習問題 (再訂版) 	<p>刑弁演習1 (捜査弁護)</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事弁護の手引き ・被疑者ノート
<p>12/6 (金)</p>	<p>民事第1審手続の概説 (講義)</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4版民事訴訟第一審手続の解説 ・同 別冊記録 	<p>民弁問題研究1 (事案分析)</p> <p>持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「司法修習開始までの準備について」(別紙第3-2「第73期導入民事弁護修習カリキュラムの概要」) ・7訂民事弁護における立証活動 (増補版) ・8訂民事弁護の手引 (増訂版) ・六法全書 (判例注釈付きも可) 	

(注) クラス連絡委員は、当日の配布資料及び事務連絡の有無を確認するため、毎朝 (原則 9時20分) 必ず西館中講堂に集まること。

週 間 日 程 表

12/9 (月)	<p>民裁即日起案</p> <p>※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※起案時の合議不可</p>		<p>検察即日起案</p> <p>持参資料（使用可） ・平成30年版検察講義案 ※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※起案時の合議不可</p>
12/10 (火)	<p>民弁問題研究2（即日起案）</p> <p>持参資料（使用可） ・民弁問題研究1で配布した民事弁護修習記録第197号（第2分冊）及びレジュメ ・民弁問題研究1で作成した聴取メモ等 ・7訂民事弁護における立証活動（増補版） ・8訂民事弁護の手引（増訂版） ※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※起案時の合議不可</p>		<p>刑裁即日起案</p> <p>※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※起案時の合議不可</p>
12/11 (水)	<p>刑事問題研究（勾留）</p> <p>持参資料 ・実施要領 ・研究課題 ・刑事弁護起案資料第21号（第1分冊） ・プロシーディングス刑事裁判 ・刑事弁護の手引き</p>	<p>民事総合1</p> <p>持参資料 ・記録（民事総合資料） ・プリント（実施要領） ・プリント（使用場所一覧表）</p>	<p>刑弁即日起案</p> <p>※六法全書（判例注釈付きも可）使用可 ※資料（電子機器は除く）持込自由 ※起案時の合議不可</p>
12/12 (木)	<p>民事総合2</p> <p>持参資料 ・民事総合1（12月11日実施）に同じ</p>		<p>民弁講義1（立証）</p> <p>持参資料 ・講義1（立証）実施要領（設問付） ・設問の検討の際に作成したメモ、手控え等 ・7訂民事弁護における立証活動（増補版） ・8訂民事弁護の手引（増訂版）</p>
12/13 (金)	<p>捜査演習</p> <p>持参資料 ・平成30年版検察講義案 ・検察終局処分起案の考え方（令和元年版）</p>		

(注) クラス連絡委員は、当日の配布資料及び事務連絡の有無を確認するため、毎朝（原則9時20分）必ず西館中講堂に集まること。

クラス連絡委員マニュアル

クラス連絡委員の主な役割・作業のポイント等

□ 配布資料等の受領と配布

9時20分までに西館1階中講堂に集合して配布資料を受領し、各クラスの修習生に配布すること。起案がある場合は、起案用紙等も受領し、直ちに起案回収担当書へ引き継ぐこと。

※ 配布資料を受領する際、要返却の資料(起案の記録等)については、その場で部数を確認し、別途企画係が配布する記録等受領確認書を提出すること。また、クラスの修習生に配布の際は、確実に全員の手元へ行き渡すよう工夫すること。

※ 欠席者分の資料は、委員用ロッカー(教室裏)等に責任を持って保管し、欠席者が登庁したときに、必ず配布すること。また、余部は教卓等に放置せずに、委員用ロッカーに保管すること。

※ 委員の作業量が多い場合は、委員以外の修習生にも協力を依頼して作業すること。

※ 起案回収に関する作業は、別途指定する担当者に対し交付するマニュアル参照

□ 事務連絡の修習生への周知

教官・事務局から事務連絡がある場合(主に、上記資料配布時に連絡する。)は、クラス内で聞き漏らす者がいないよう、これを確実に周知すること。

※ 事務連絡の周知に当たっては、マイクを使用して差し支えない。また、講義に支障のない範囲で、ホワイトボード等を利用できる(配布資料目録の貼付等)。

□ 教室等の管理

・講義開始時には、ホワイトボード、教卓周辺を整えること。マーカーは各教室の備品箱から適宜補充し、使用済マーカーはごみ箱へ廃棄すること。

・ワイヤレスマイクを使用した後は、充電器に戻すこと。

・廊下に備え置かれた起案用紙等を整理整頓すること。消耗品(マーカー、電池等)の不足、備品類(視聴覚設備、蛍光灯、ブラインド等)の不具合・破損が生じた場合には企画係に申し出ること。

□ その他

・暖房運転中、窓や扉を開け放したままにしないこと。なお、各教室での微調整は、窓側に設置されたファンコイルや教室入口に設置されたコンドローラー及びサーキュレーター(送風機)を利用して行うこと。

・教室、廊下等の共用スペースに、ごみ等の放置がないよう、修習環境の美化に努めること。

・担当最終日には、次の委員へ各クラス備付けのマニュアル、欠席者分の保管資料及び事務内容等を確実に引き継ぐこと。

クラス連絡委員担当表

番号	担当月日								
★ 1		★ 3		★ 6		7		★ 9	
★ 17		★ 16		★ 18		19		★ 20	
22		30		25		★ 35		27	
◎ 28	12月5日(木)	33	12月6日(金)	29	12月9日(月)	★ 39	12月10日(火)	38	12月11日(水)
41		43		45		47		49	
51		57		58		59		60	
56		63		64		65		67	
★ 2		★ 5		★ 4		★ 8		★ 10	
11		12		★ 13		★ 14		15	
21		26		24		23		★ 36	
★ 31	12月12日(木)	★ 37	12月16日(月)	34	12月18日(水)	32	12月20日(金)	40	12月24日(火)
42	12月13日(金)	44	12月17日(火)	46	12月19日(木)	54	12月23日(月)	48	12月25日(水)
61		50		53		62		52	
68		66						55	

★、☆及び◎を責任者とする。責任者は、作業量に応じて他の修習生に応援を依頼するとともに、責任をもって作業に当たる。支障が生じた場合は、適宜、他の者を責任者とする。

(注) 1 番号は、「令和元年度(第73期)司法修習生組別一覧名簿」による。

2 該当番号がないクラスは、その番号を除いた残りの者で担当する。

即日起案回収担当表

番号	担当月日 講義名	番号	担当月日 講義名	番号	担当月日 講義名
35	12月9日(月) 民裁即日起案	33	12月10日(火) 民弁即日起案	31	12月11日(水) 刑弁即日起案
41		38		36	
46		43		40	
51		48		45	
☆56		53		50	
61		☆57		59	
66		63		☆64	
32	12月9日(月) 検察即日起案	34	12月10日(火) 刑裁即日起案		
39		37			
44		42			
47		49			
52		54			
62		58			
☆65		☆60			

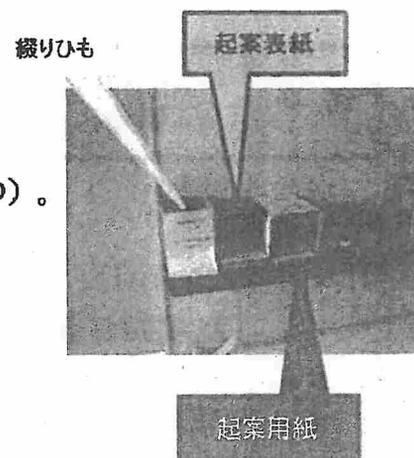
(注)

- 1 番号は「令和元年度（第73期）司法修習生組別一覧名簿」による。
- 2 ☆を付した修習生は責任者とする。責任者は、作業量に応じて他の修習生に応援を依頼するとともに、責任をもって作業に当たる。この者に支障が生じた場合は、適宜、他の者を責任者とする。
- 3 該当番号がないクラスは、その番号を除いた残りの者で担当する。

即日起案回収担当者マニュアル（導入修習）

〈起案開始前の準備〉

- クラス連絡委員から、起案運搬箱、起案用紙等を受け取る。
- 起案運搬箱を教卓の上に置く。
- 起案用紙等を配布する（表紙1人1枚ずつ、起案用紙1冊ずつ）。
※起案表紙と綴りひもは、廊下に置いてあるものを配布する。
- バラの起案用紙、綴りひも及び配布後に余った起案用紙等を整理して廊下の机へ置いておく。
※クラスの修習生に、用紙の余部等が廊下にあることを告知すること。



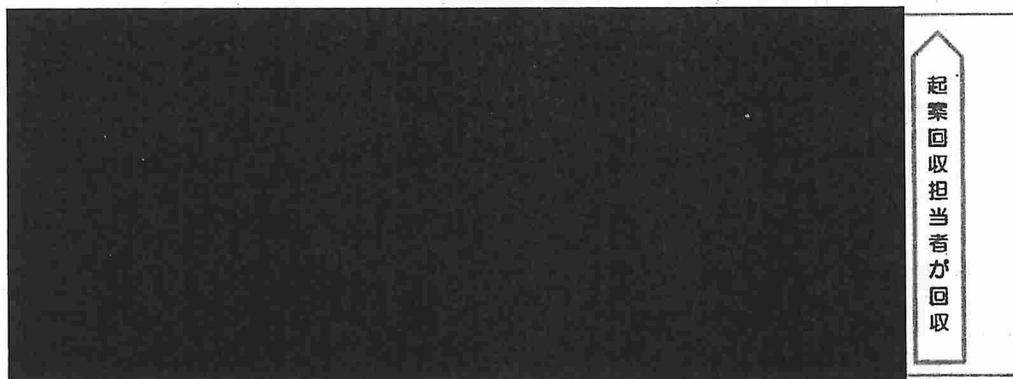
〈起案の提出方法〉

起案終了時刻の
10分前まで

修習生は、各教室の起案運搬箱に提出することができる（時間前提出）。
※ただし、一度提出した起案を取り戻すことは認めない。

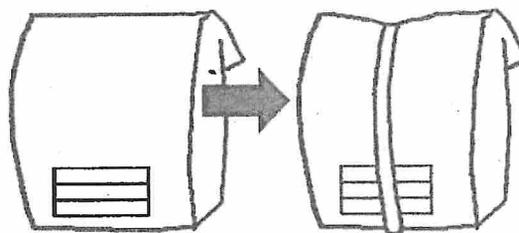
起案終了時刻

起案終了の放送があるので、



〈起案終了後の回収〉

- 教室の起案、時間前提出の起案を回収し、番号順に並べ替え、チェック表で提出の有無を確認する。
※全員の提出が確認できた場合には、チェック表余白に「全提」と記載し、未提出者がいる場合は、名前をハッキリと○で囲むこと。
- 提出有無の確認ができれば、起案回収担当責任者は、チェック表に署名する。
- 提出された起案を、適宜の分量に分けて提出用の袋に入れ、縦に輪ゴムを掛ける。



〈西館1階企画係へ持参〉

- 袋に輪ゴムを掛けたら、起案運搬箱に入れ、チェック表と共に、起案終了時刻から10分を目処に、西館1階企画係に持参する。

※ このマニュアルは、担当事務終了後、直ちに次の起案回収担当者に引き継ぐこと。
なお、最終日の担当者は、退庁時に企画係事務室に返却すること。

修習日誌担当表(導入修習)

番号	担当日	番号	担当日	番号	担当日
15	12月5日(木)	10	12月12日(木)	5	12月19日(木)
14	12月6日(金)	9	12月13日(金)	4	12月20日(金)
13	12月9日(月)	8	12月16日(月)	3	12月23日(月)
12	12月10日(火)	7	12月17日(火)	2	12月24日(火)
11	12月11日(水)	6	12月18日(水)	1	12月25日(水)

- ※ テーマは自由。修習全般に関するきたんのない感想等を記載する。
 - ※ 担当日の翌登庁日(9時45分(厳守)まで)に(最終日については同日中に)、
西館1階ロビーの提出物コーナーに提出すること。
 - ※ 用紙は西館1階ロビーに備え置いてある。
 - ※ 導入修習中に日誌担当となった者は、集合修習中は日誌担当とはならない。
- (注) 番号は、「令和元年度(第73期)司法修習生組別一覧名簿」による。

令和元年12月5日

第73期司法修習生 各位

司法研修所事務局長 染谷 武宣

災害時におけるクラス担当教官への安否連絡等について

(事務連絡)

修習期間中、災害が発生した場合については、以下の事項に留意してください。

1 災害時におけるクラス担当教官への連絡等について

大規模地震発生時等には、別紙のとおり被災状況をクラス担当教官に連絡してください。

なお、いつでもこの連絡ができるよう、必ず自らのクラス担当教官(民事裁判、刑事裁判及び検察)のメールアドレスを確認しておいてください。

おって、この事務連絡の内容をまとめた「安否連絡カード」を配布しますから、常時携帯してください。

2 災害時の登庁等について

導入及び集合修習並びに各実務修習中において、地震、台風、大雨、大雪等の災害が発生し、交通機関の途絶等により修習先への登庁等が困難となった場合は、無理をして登庁等をする必要はありません。各自、災害情報や気象情報等を把握し、身の安全を十分に確保して行動してください。

なお、交通機関の途絶等により登庁等ができない場合、電話により修習先の司法修習事務担当者にその旨を連絡するのが原則ですが、上記1の大規模地震発生時のほか、司法研修所又は配属庁会からそれと異なる指示がある場合には、その指示に従ってください。

(別紙)

災害時におけるクラス担当教官への安否連絡等について

導入修習中及び集合修習中の夜間・休日並びに実務修習中において災害が発生した場合には、下記のとおりクラス担当教官に連絡してください。

記

(大規模地震の場合)

- 1 司法修習生は、大規模地震(※)が発生した場合には、自分の被災状況についての情報及び他の司法修習生の被災状況に関して知っている情報を連絡する。

※ 大規模地震とは、司法修習を受けている場所の裁判所本庁が所在する市内(東京にあつては23区、立川支部にあつては立川市、集合修習中は和光市又は埼玉県南部)における震度が報道発表で**6弱以上の地震**をいう。

(その他の災害の場合)

- 2 司法修習生は、その他の災害時において、自身が身体等に被害を受けた場合及び他の司法修習生が身体等に被害を受けたことを知った場合には、その被害状況を連絡する。

(連絡方法)

- 3 司法修習生は、各クラスの民事裁判教官に上記の連絡をメールで行う。
なお、民事裁判教官に連絡が付かない場合には、刑事裁判教官に、民事裁判教官、刑事裁判教官ともに連絡が付かない場合には、検察教官に連絡する。

(連絡事項)

- 4 司法修習生は、次の①から⑤のとおり連絡する。
①～③は、**落ち着いた時点でできるだけ速やかに連絡する。**

①組・番号・氏名

②本人の安否(メール用符号 無事○ 負傷×)

③登庁の可否(メール用符号 可能○ 交通手段復旧後登庁可能△ 不可×)

④、⑤は、具体的に判明した段階で連絡する。

④自宅の状況、家族の安否

⑤他の司法修習生の被災状況

- 5 司法修習生は、実務修習中に上記1または上記2が発生した場合には、上記3の連絡方法により、上記4の事項を連絡するほか、実務修習地の裁判所が、災害時の連絡等について定めているときはそれに従う。

令和元年12月5日

司法修習生 各位

事務局経理課管理係

節電のお願い

司法研修所では、継続的な節電の取組として、令和元年12月1日から令和2年3月31日までの使用電力の抑制（以下「節電」という。）を行っています。

司法修習生の皆さんにおいては、下記の内容について十分に御理解いただき、節電に御協力をお願いします。

記

- 1 不要な照明の消灯
使用していない教室やトイレ等の照明はこまめに消す。
- 2 エレベーターの使用制限
原則として以下の時間帯は全基運転とし、それ以外の時間は単基運転とする。
 - (1) 西館
午前8時30分から午後6時まで
 - (2) いずみ寮A棟及びB棟
午前8時30分から午前10時まで
午前11時40分から午後2時まで
午後4時30分から午後8時まで
- 3 暖房温度の設定
教室の室温は、19度に設定する。
- 4 期間中の暖房稼働時間等について
 - (1) 教室は、午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 食堂は、営業時間中
 - (3) いずみ寮・ひかり寮の共用部は、午後5時から翌朝午前9時40分まで（土・日・祝日は制限しない。）
 - (4) 図書館（東半分）について、朝は午前8時15分から午前9時50分まで、昼は午前11時40分から午後1時30分まで、夕方は午後4時から午後8時（閉館時間。ただし、12月25日（水）は午後5時）まで

令和元年12月5日

令和元年度（第73期）司法修習生 各位

司法研修所事務局企画第二課長 毛利 芳 英

通知の改定について

事前送付した「司法修習ハンドブック」に掲載されている下記の通知が、別添のとおり改定されました。

記

- 1 司法修習生が取り扱う導入修習及び集合修習関連の情報等のセキュリティ対策について（平成29年11月27日付け司研企二第1073号司法修習生宛て当研修所長通知）
- 2 司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について（同日付け司研企二第1074号地方裁判所長，家庭裁判所長宛て当研修所長通知）

以上

令和元年11月27日

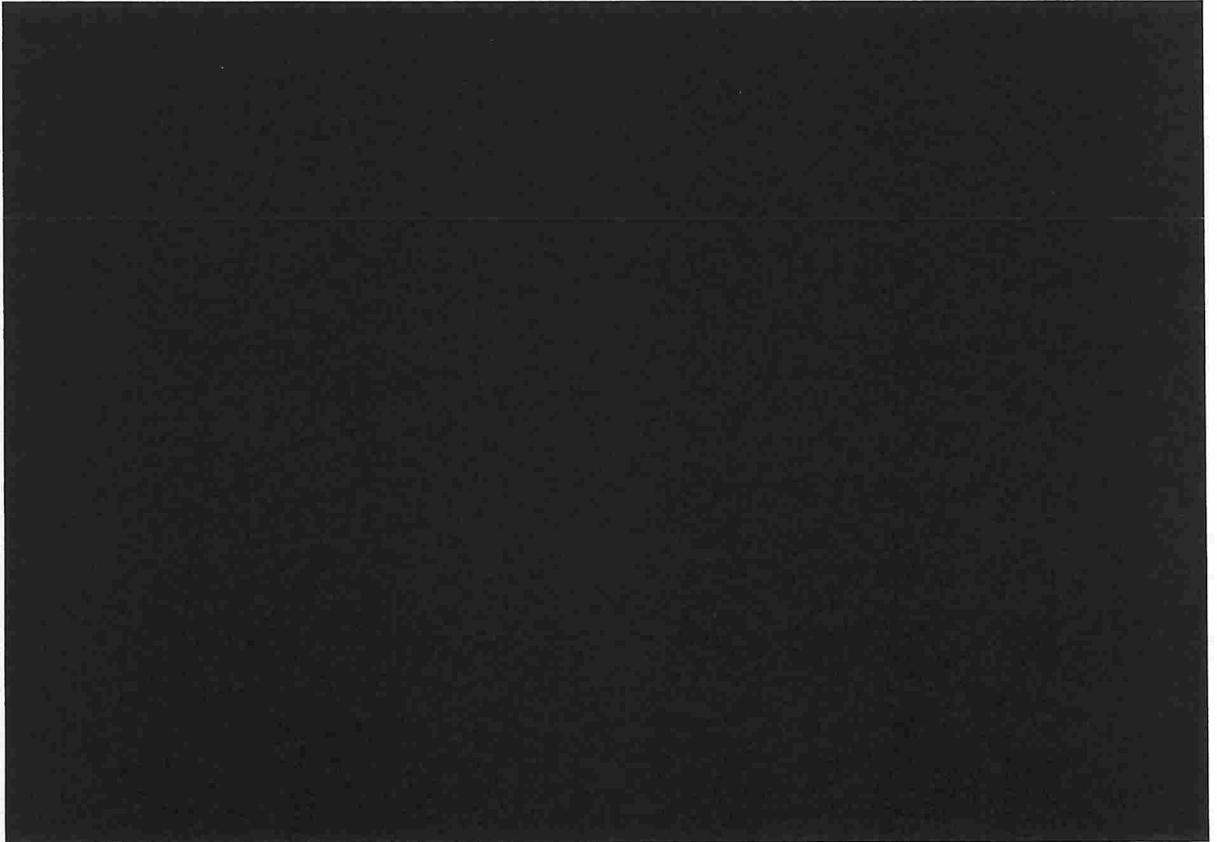
司法修習生 各位

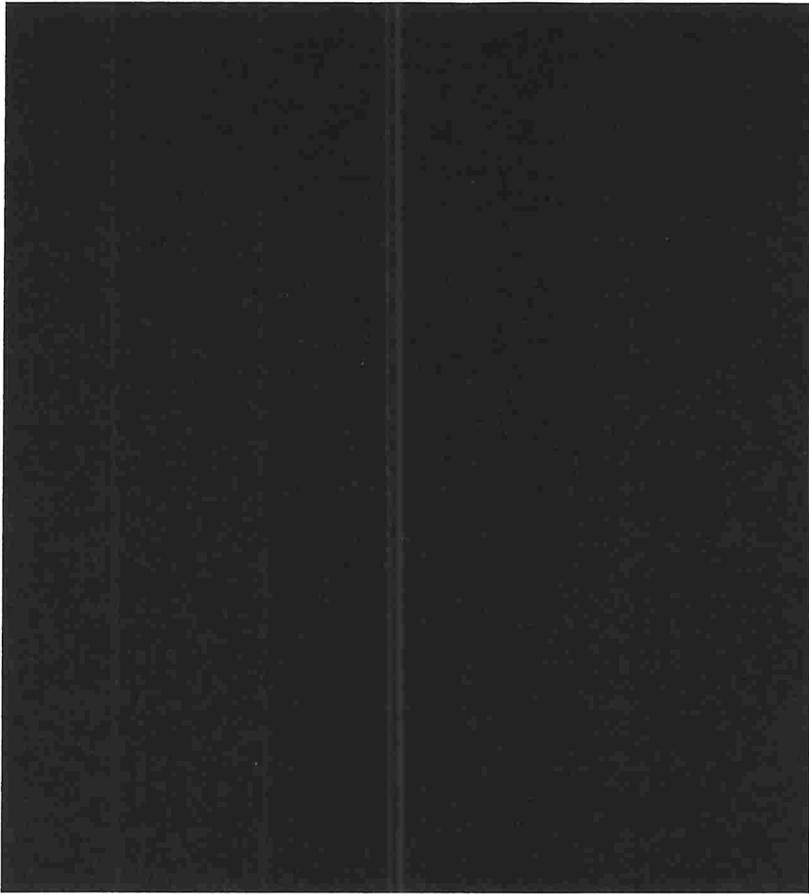
司法研修所長 永野厚郎

司法修習生が取り扱う導入修習及び集合修習関連の情報等の
セキュリティ対策について（通知）

司法修習生が取り扱う導入修習及び集合修習関連の情報をあらゆる脅威から守り、
必要な情報セキュリティを確保するための対策として、下記のとおり定めましたの
で、これによってください。

記







司研企二第813号

(組ろ-04)

令和元年11月27日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

司法研修所長 永野厚郎

司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について（通知）

司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報をあらゆる脅威から守り、必要な情報セキュリティを確保するための対策として、下記のとおり定めました。

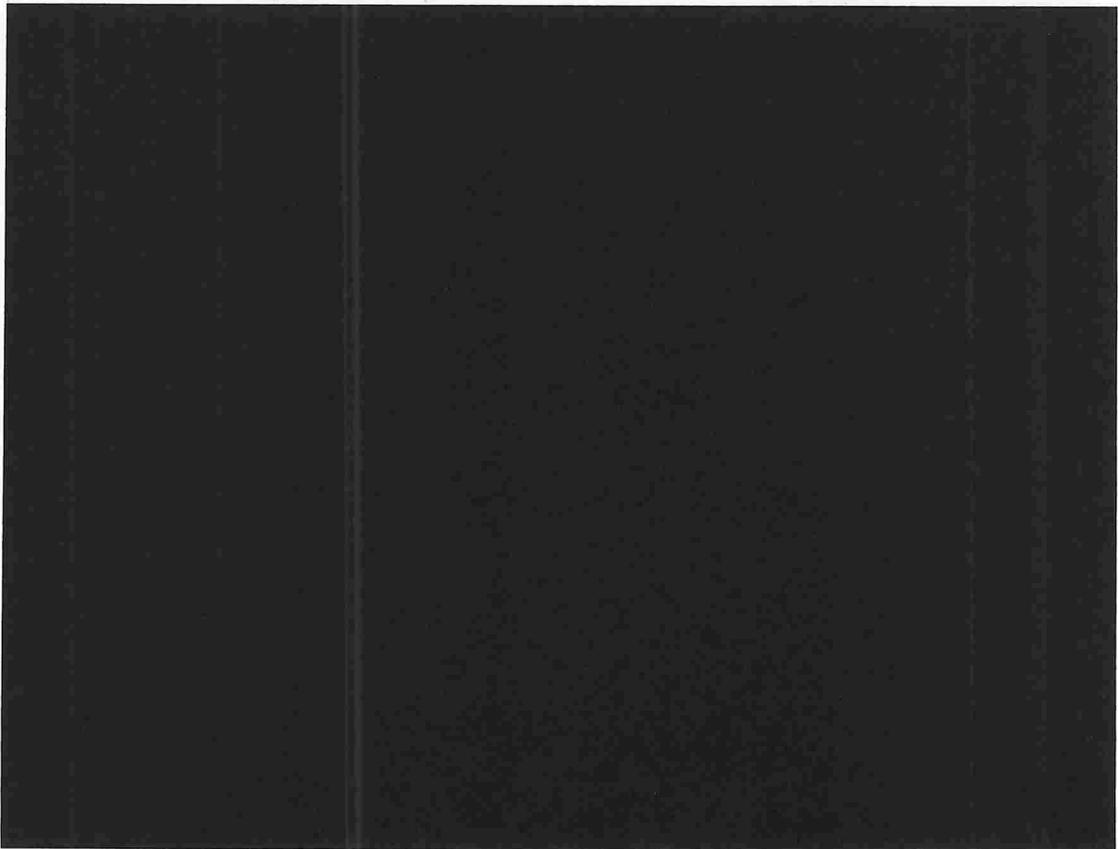
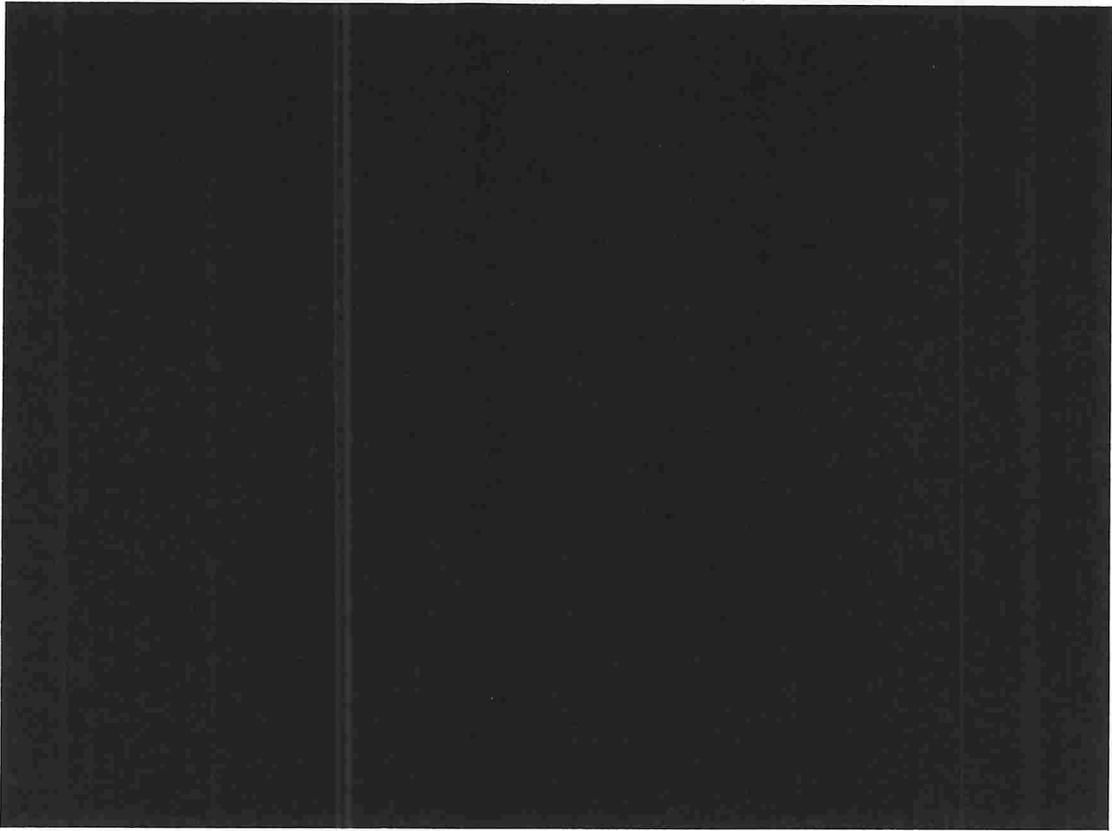
今後、貴庁に配属される司法修習生に対しても、貴庁に配属される都度、指導担当裁判官を通じて、別紙第1を配布するなど適宜の方法により周知を図るなど、所要の措置を講じるとともに、各配属部の裁判官に対しても、修習課程における裁判修習関連の情報の提供については、個人情報保護の観点から、細心の注意を払うよう周知してください。

なお、平成29年11月27日付け司研企二第1074号司法研修所長通知「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について」による取扱い及びこの定めと異なる従前の取扱いは、いずれも廃止します。

おって、平成30年度採用（第72期）司法修習生についての取扱いは、なお従前の例によってください。

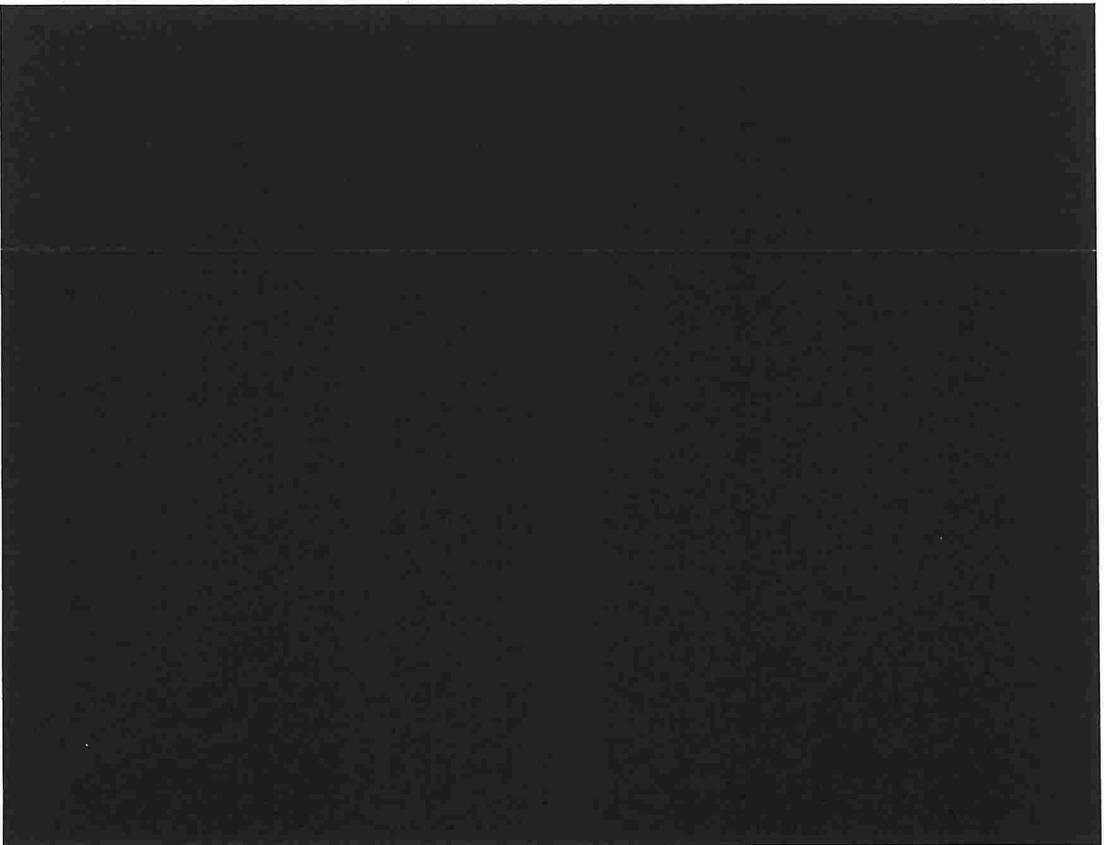
記



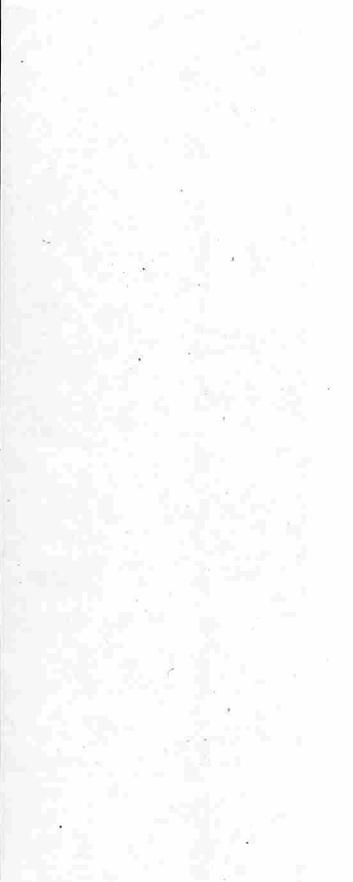
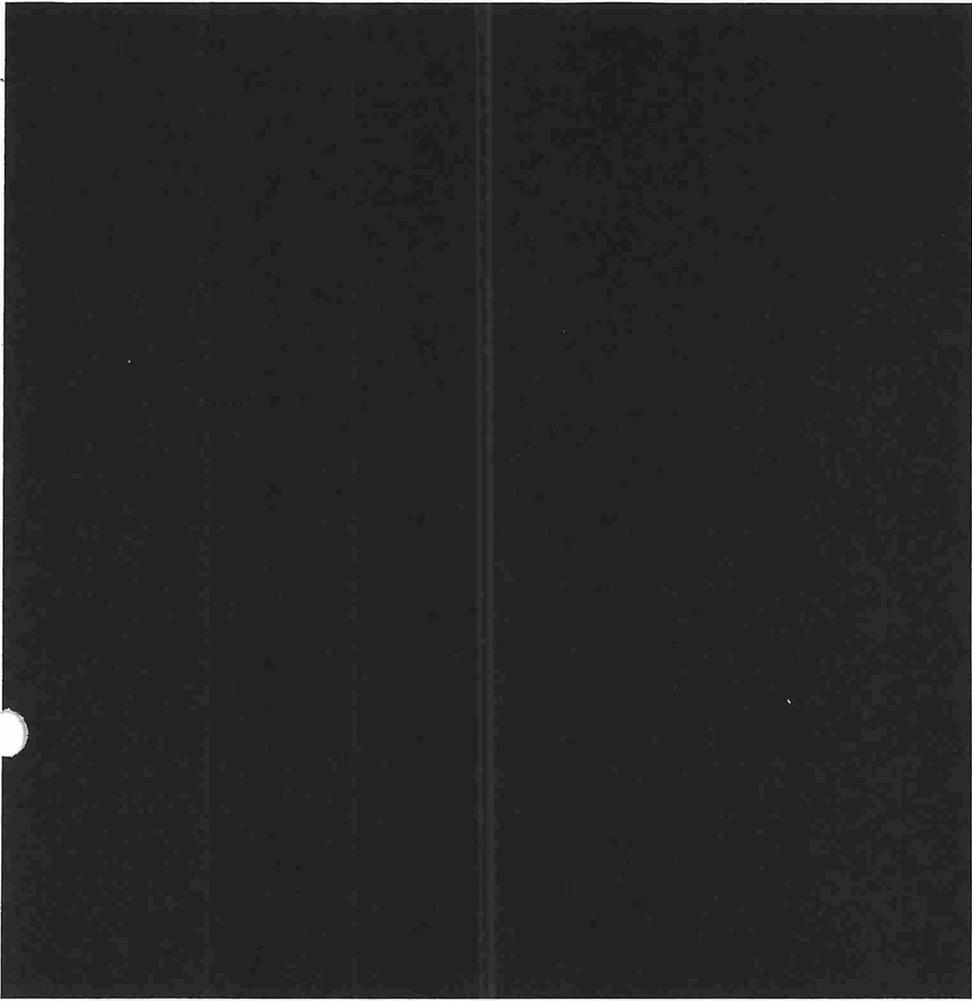


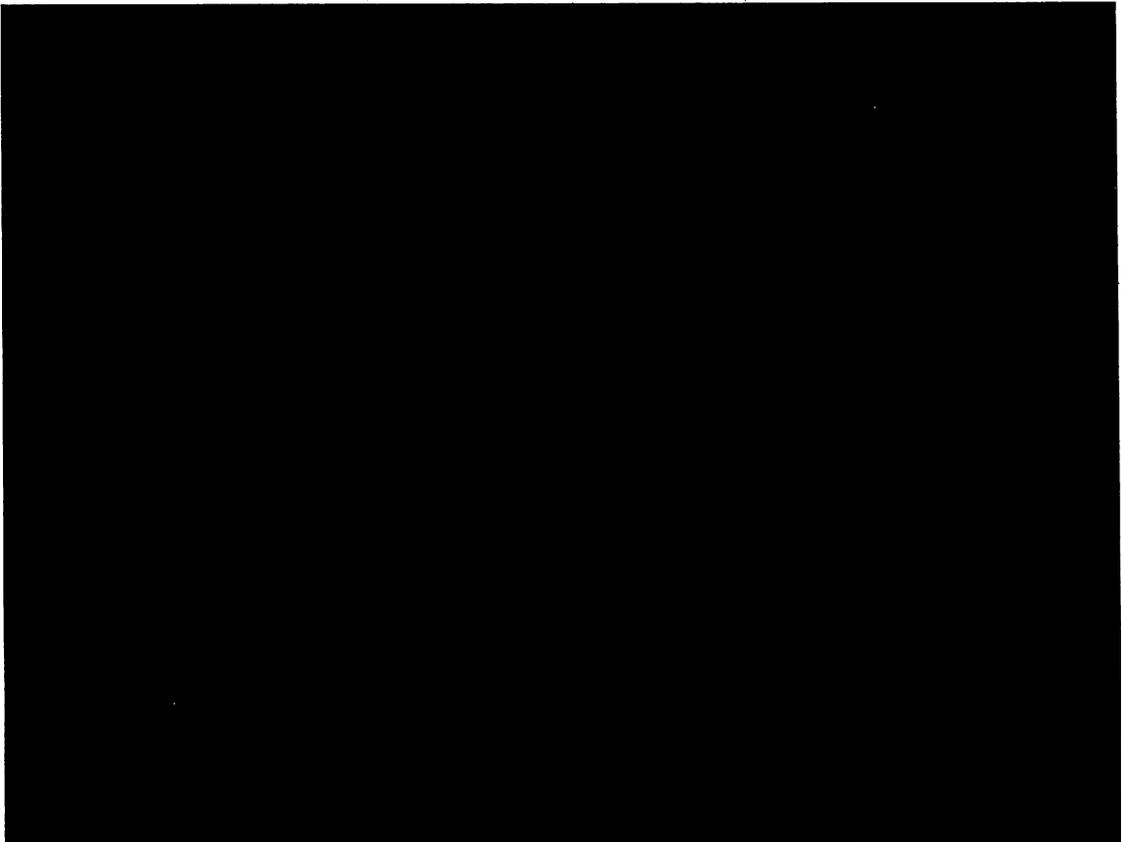
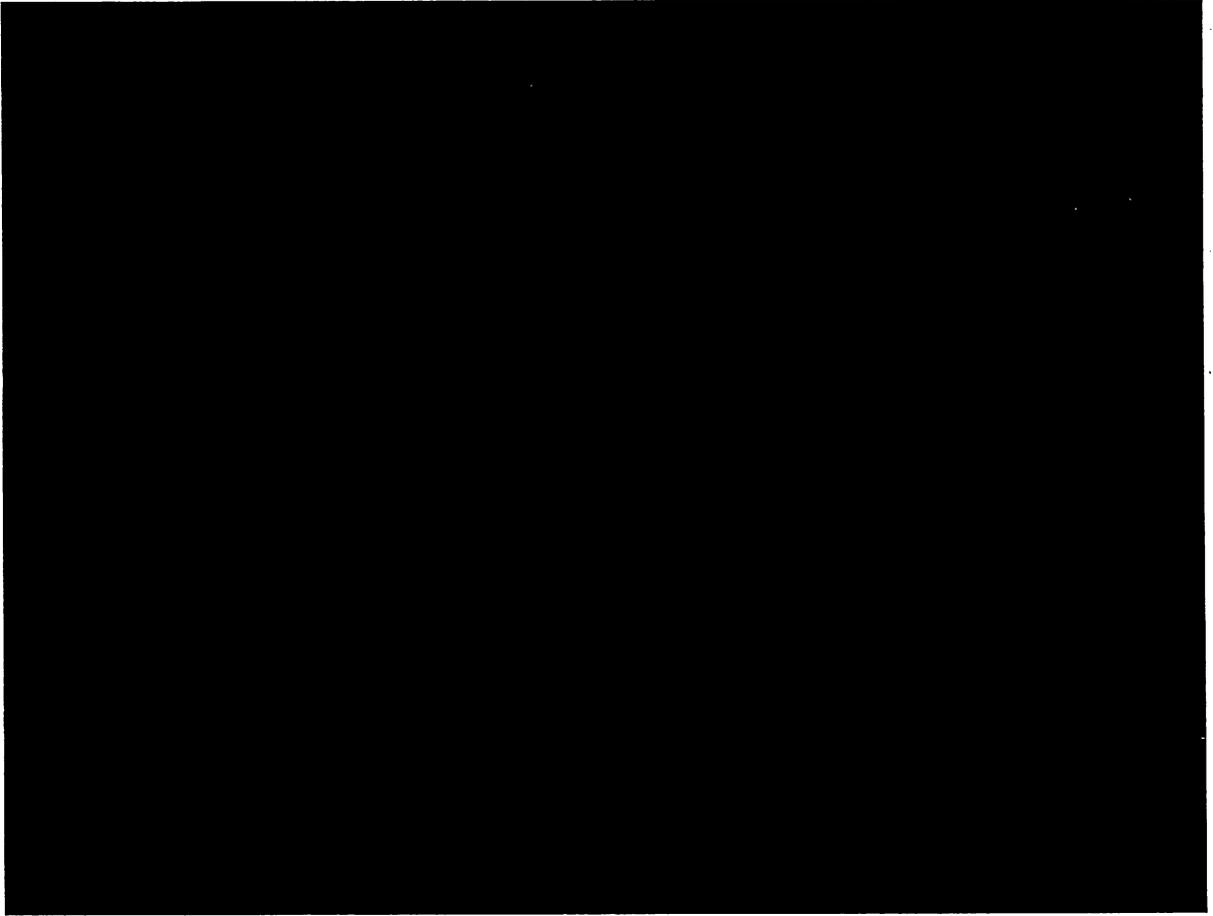


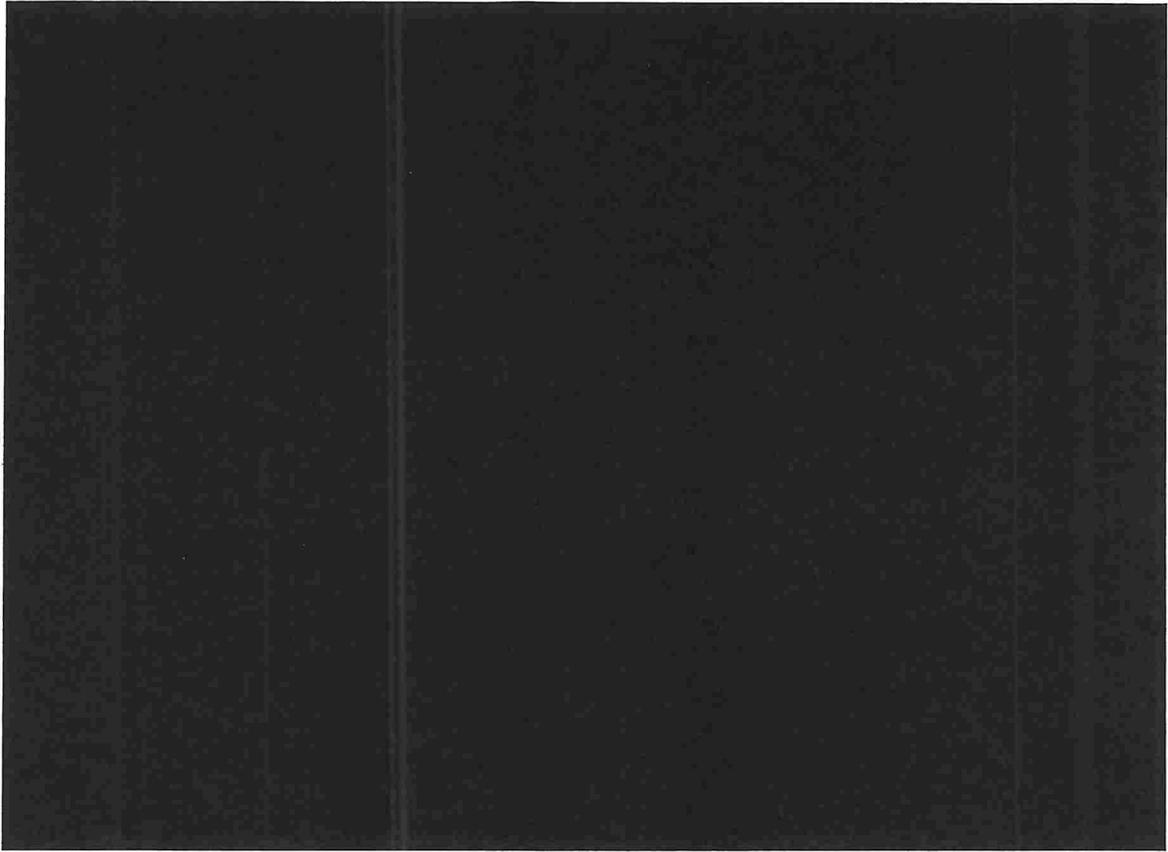
8



7









令和元年11月27日

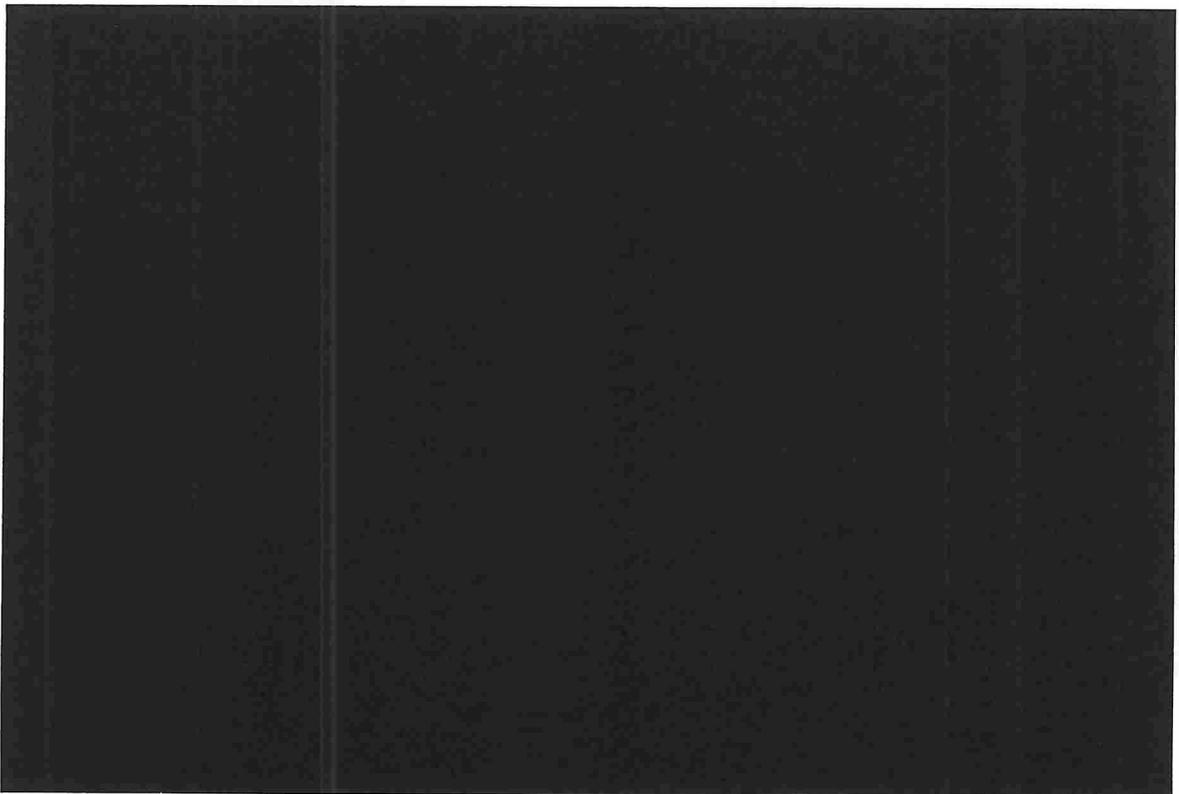
地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

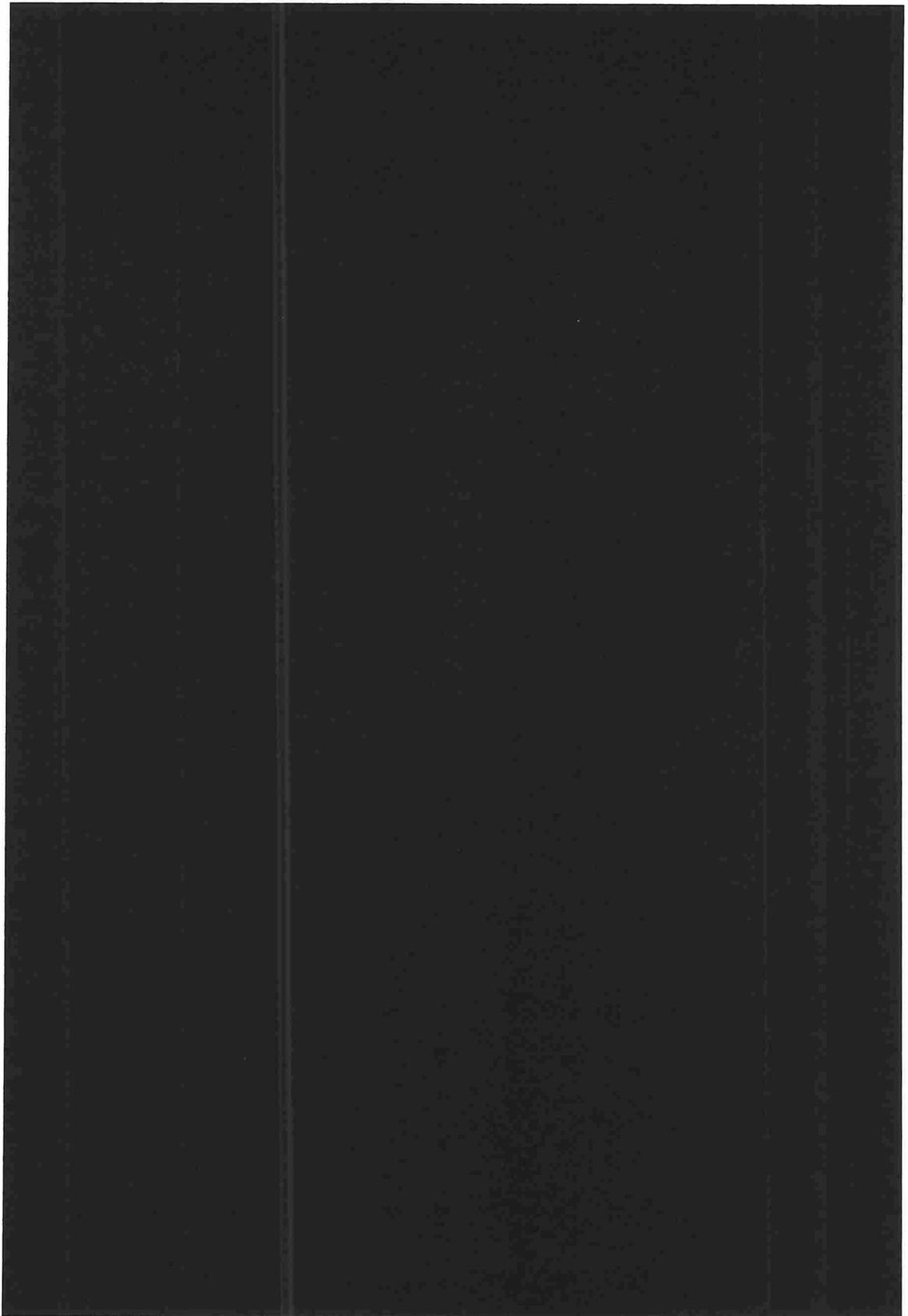
司法研修所事務局長 染谷武宣

司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ
対策について（事務連絡）

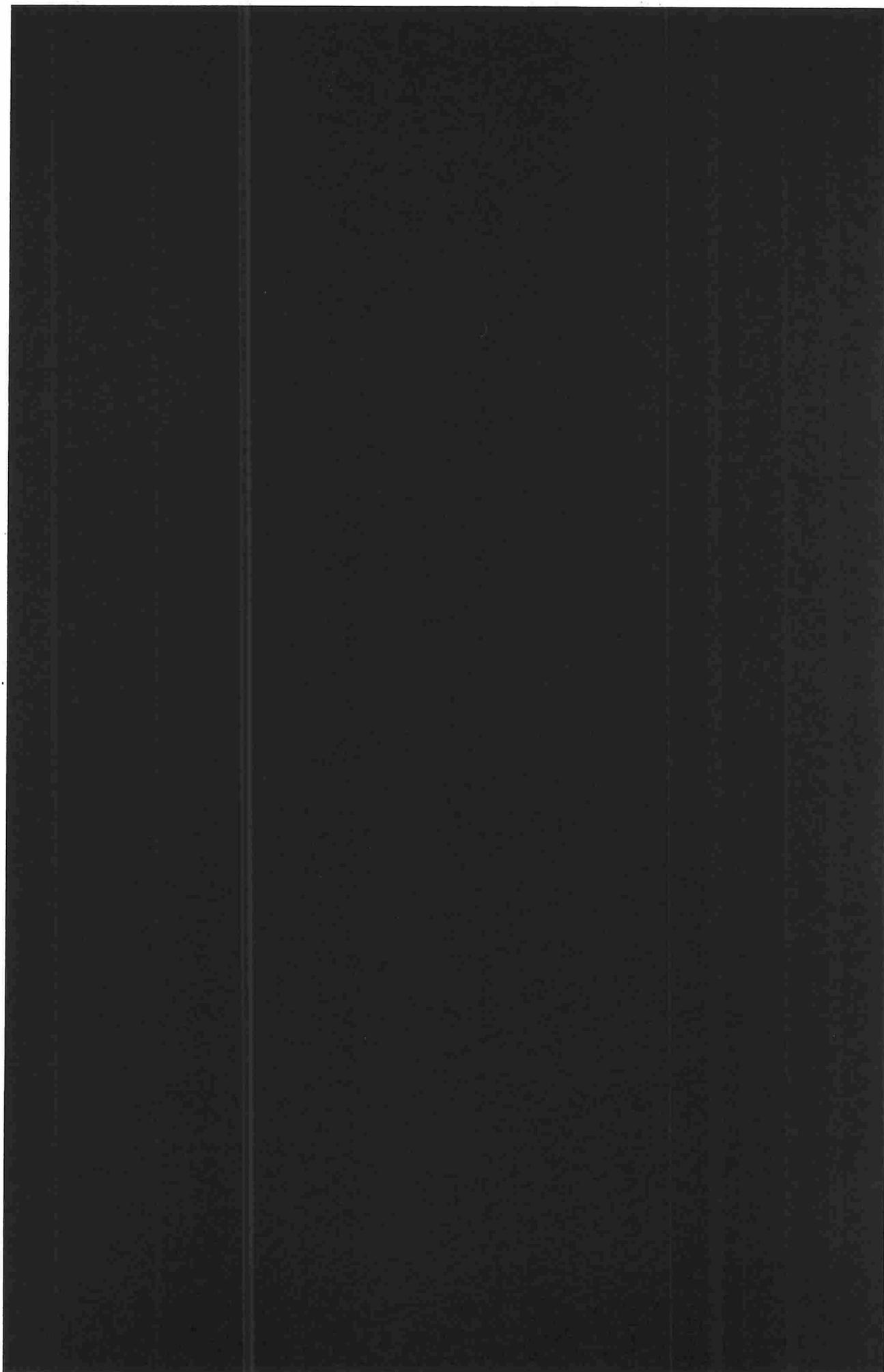
標記のセキュリティ対策については、令和元年11月27日付け司研企二第813号司法研修所長通知「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について」（以下「セキュリティ通知」という。）が定められていますが、その事務手続については次のとおり取り扱ってください。



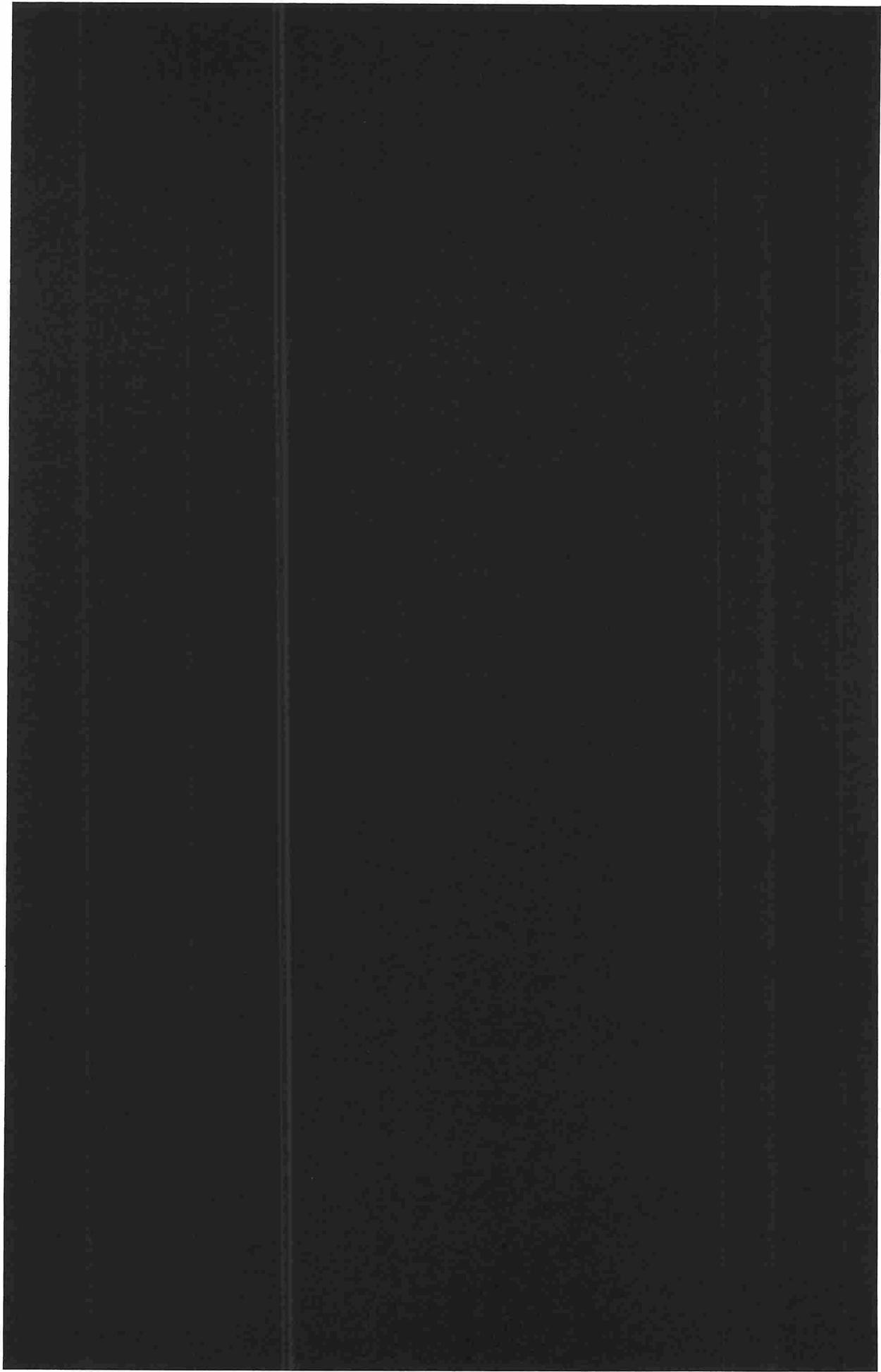


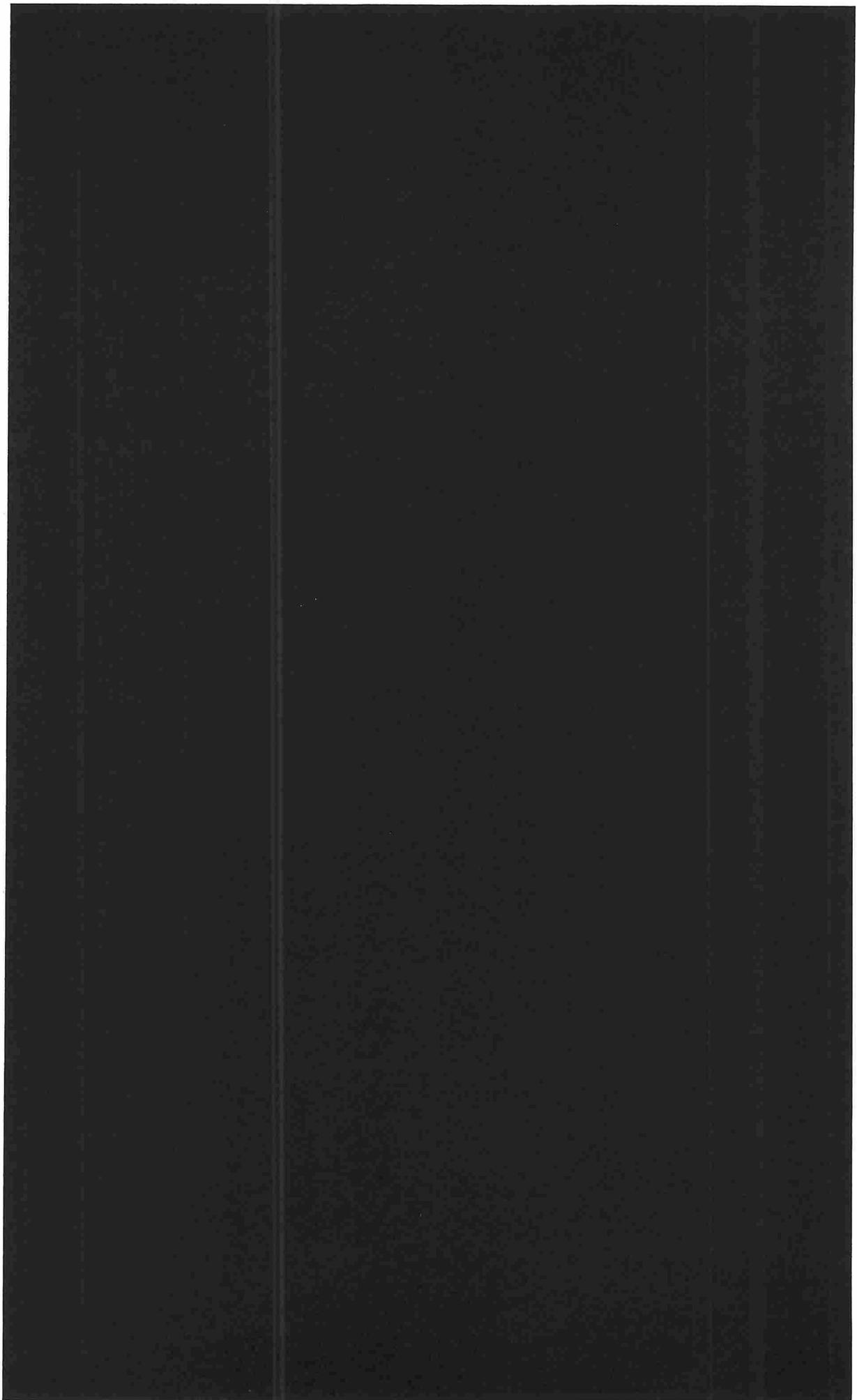


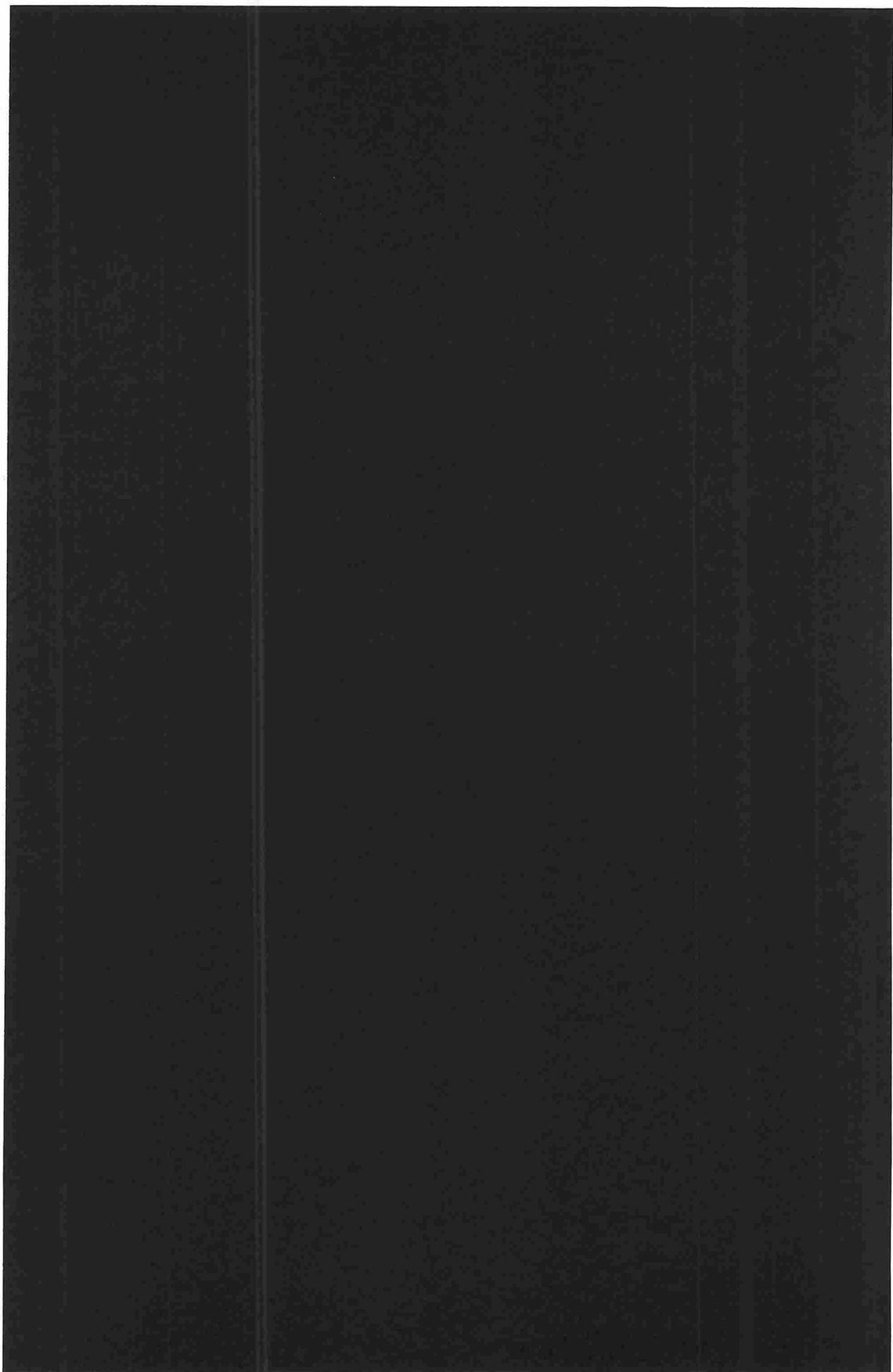




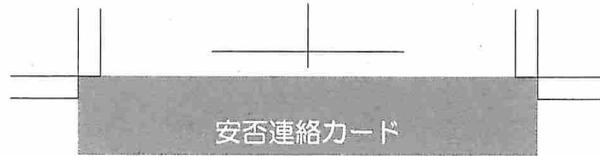








安否連絡カード



安否連絡カード

連絡する場合

※ 司法修習を受けている場所の裁判所本庁が所在する市内（東京にあつては23区，立川支部にあつては立川市，集合修習中は和光市又は埼玉県南部）における震度が報道発表で6弱以上の地震が発生した場合

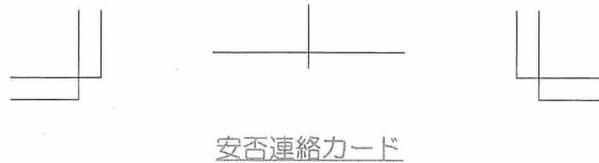
○ クラス担当教官に安否等を連絡する。

○ 実務修習中は，上記の連絡をするほか，実務修習地の裁判所が，災害時の連絡等について定めているときはそれに従う。

司法研修所



(表)



安否連絡カード

連絡の順位・方法・内容

- 連絡先の順位
【第1順位】民事裁判教官
【第2順位】刑事裁判教官
【第3順位】検察教官

- 連絡方法
メールで連絡する。

○ 連絡内容

落ち着いた時点でできるだけ速やかに連絡

- ①組・番号・氏名
- ②本人の安否(メール用符号 無事○ 負傷×)
- ③登庁の可否(メール用符号 可能○ 交通手段復旧後登庁可能△ 不可×)

具体的に判明した段階で連絡

- ④自宅の状況，家族の安否
- ⑤他の司法修習生の被災状況



(裏)

令和元年12月5日

第73期司法修習生 各位

司法研修所事務局企画第二課

お知らせ

司法修習に関する各種書式のうち、次の書式（以下「掲載書式」といいます。）の電子データを、裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/index.html>）に掲載します。

なお、掲載書式は、別途、紙媒体でも配布するものであり、電子データ及び紙媒体のいずれも利用することができます。

- ・実務修習結果簿（検察修習分を除く）
- ・修習日誌
- ・欠席承認申請書
- ・外国旅行及び欠席承認申請書

司法研修所への提出用の書式です。
実務修習中は、各配属庁会から指示された書式を使用してください。

※最高裁ウェブサイト内の司法研修所トップページに「その他司法修習に関する書式について」へのリンクが掲載されています。

掲載書式の電子データを利用する際は、下記の事項を遵守してください。

記

1 情報セキュリティについて



2 パスワードについて

掲載書式のパスワードは、である。このパスワードは、一般に公開されているものではないため、外部に提供したり、知られたりすることのないよう十分注意する。

また、パスワードについては、電話等による照会には回答できないため、書式の利用を希望する者は、本書面を紛失しないよう十分に注意する。



3 問合せ先

司法修習生は、掲載書式について問い合わせる場合は、書式掲載ページに掲載された問合せ先ではなく、企画第二課企画係（西館1階  ）に問い合わせる。

組 番

様

【同封物一覧】

チェックの入っている書類が同封されているか確認してください。
特に身分証明書は紛失しやすいので、確認後、かばん等に保管してください。

✓	辞令
✓	宣誓書用紙
✓	身分証明書
✓	身分証明書の取扱いについて

- ※ 本書面の氏名については、11月18日までに届出のあったものに基づいて作成しています。
- ※ 不足しているものがある場合等の問合せ先は、総務課人事係（本館5階、Tel.048-233-0025）です。

宣誓書はクリアホルダーに入れて、教室備え付けの回収ボックスに返却してください。

令和元年12月5日

第73期司法修習生 各位

総務課庶務係

身分証明書の取扱いについて

身分証明書は、司法修習生の身分を証明する大切な書面ですが、汚損又は紛失による身分証明書の再発行が少なくありません。よって、次の点に注意してください。

【よくある汚損のケース】

- ① 身分証明書をポケットに入れたまま衣類を洗濯してしまい、ボロボロになってしまった。
- ② 財布やパスケースに身分証明書を入れて保管し、身分証明書を取り出そうとしたところ、身分証明書の印刷面が財布やパスケースに癒着し、身分証明書の印刷部分が剥がれてしまった。

【対策】

- ① 身分証明書が大切な書面であるという意識をもって細心の注意をはらって管理すること。
- ② 印刷面部分に保護フィルムを張ったり、また、印刷面が癒着しないような材質のケースを選んだりすること。

【再発行申請について】

汚損又は紛失した場合には身分証明書の再発行を申請することができますが、申請に当たっては、申請書及び始末書を提出しなければなりません。

汚損又は紛失しないよう身分証明書の取扱いには留意してください。